

ご契約のしおり・契約規定

ご契約に関する大切な事柄
必ずお読みください。

いきいき応援

個人長期生命共済 引受緩和型更新プラン

「保障のことなら 全労済」

全労済は、営利を目的としない保障の生協として共済事業を営み、組合員の皆さまの安心とゆとりある暮らしをめざしています。出資金をお支払いいただいて各都道府県生協の組合員になれば、各種共済をご利用いただけます。

全労済

全国労働者共済生活協同組合連合会

はじめに

契約者（組合員）の皆さま、全労済の共済にご契約いただきましてありがとうございます。

この「ご契約のしおり（契約規定）」は、ご契約に関する大切な事柄についてご説明しています。

必ず、ご一読のうえ、共済契約証書とともに大切に保管してください。

また、内容についてご不明な点、お気付きの点などがございましたら、全労済までお尋ねください（所在地、電話番号は巻末にございます）。

新しく組合員になられる方へ（出資金について）

全労済は消費生活協同組合法にもとづき、非営利で共済事業を営む生活協同組合の連合会です。生活協同組合は、組合員の参加により運営されており、出資金をお支払いいただければどなたでも都道府県生協の組合員となることができ、各種共済に加入できます。新しく組合員となられる方には、生活協同組合運営のために出資（1,000円以上）をお願いしています（出資金は1口100円で、最低1口以上の出資が必要です）。出資金は、加入される共済の掛金払込方法に応じて下記のとおりお願いしています。

なお、すべてのご契約を解約された場合、またはご契約が失効となり、効力を失った場合等で、引き続き事業をご利用されない場合には、速やかに最寄りの全労済へご連絡をいただき、組合員出資金返戻請求の手続きを行ってください。

また、3年以上事業を利用されず、住所変更の手続きをいただいていない場合には、脱退の予告があったものとみなし、脱退の手続きをさせていただきます場合がありますのでご注意ください。

◇掛金の払込方法 月払いの場合 1,200円(毎月100円×12ヵ月)

○申込書に記入される前に

「ご契約のてびき（契約概要・注意喚起情報）」をご一読になり、ご契約内容について、理解いただきますようお願いいたします。また、内容についてご不明な点、お気付きの点などがございましたら、最寄りの全労済までお問い合わせください。

○加入申込書・質問表は契約者ご自身で正確にご記入ください。

加入申込書は全労済と契約を締結するもの、質問表は健康状態などを告知いただくものとして、ともに重要です。被共済者になられる方の同意を得て、契約者自身がご記入いただき、内容を充分にお確かめのうえ、署名・押印してください。

○共済契約証書と申込内容のご確認をお願いします。

ご契約をお引き受けしますと、「共済契約証書」をお送りします。お申し込みの際の内容と相違していないかどうか、もう一度よく確かめください。

万一、お申し込みの契約内容と相違していたり、ご不明な点がありましたら、お申込先の全労済までご連絡ください。なお、「共済契約証書」は契約上のあらゆるお手続きにかかせないものですので、大切に保管してください。

ご契約のしおり（契約規定）

「ご契約のしおり（契約規定）」は、ご契約についての重要事項や諸手続きなど、ぜひ知っていただきたい事項をわかりやすく説明しています。必ずご一読のうえ、契約内容を正確に理解いただきますようお願いします。

目次

主な用語のご説明	4
個人長期生命共済 引受緩和型更新プラン いきいき応援	6
特徴	6
ご契約に際して	6
1. 加入できる方（被共済者になることができる方）	6
2. 加入できない方（被共済者になることができない方）	7
3. 告知義務について	7
4. お申し込みから契約の発効まで	7
5. クーリングオフについて	8
6. 共済期間について	8
7. 契約できる限度について	8
共済金のお支払いについて	9
1. 共済金受取人について	10
2. 共済金のご請求について	11
3. 共済金のお支払いにあたって	11
4. 共済金等を確実にご請求いただくために（代理請求について）	11
5. 天災や戦争などの非常の出来事の場合	11
契約の終了について	12
1. 契約が無効となる場合	12
2. 共済金の不法取得目的により契約が無効となる場合	12
3. 詐欺等により契約が取り消しとなる場合	12
4. 契約が解除となる場合	12
5. 契約を解約する場合	13
6. 契約が消滅する場合	13
7. 契約が失効する場合	13
8. 被共済者が契約の解除を請求する場合	13
9. 債権者等による解約および共済金受取人による契約の存続について	13
契約の更新について	14
更新時に増額・減額した場合	14
掛金の払い込みについて	15
1. 掛金の払込期日と充当期間	15
2. 契約の失効について	16
3. 掛金の払込経路について	17
契約の内容を一部変更する場合	17
税金について	18
1. 掛金の控除について	18

2. 生命保険料控除のしくみ	18
3. 控除額について	18
4. 生命共済掛金控除の手続き	18
5. 共済金等の税法上の取り扱い	19

割り戻し金について	19
------------------	----

契約者の変更（契約の権利義務の承継）について	19
-------------------------------	----

氏名・住所や指定口座等の変更について	20
---------------------------	----

管轄裁判所	20
--------------	----

個人長期生命共済 引受緩和型更新プラン いきいき応援	21
契約規定	21

累加死亡共済金表	
経過期間別の累加死亡共済金（満期金10万円あたりの単価）	41

別表	
別表第1 不慮の事故等の定義とその範囲	42
別表第2 手術支払割合表	44
別表第3 各共済金等請求の提出書類	47
別表第4 共済金額を制限する職業	49

解約返戻金 例表	50
-----------------	----

組合員および出資金について	55
----------------------	----

個人情報および特定個人情報にかかる保護方針	56
------------------------------	----

ご加入者の個人情報の共同利用について	58
---------------------------	----

納税義務国確認に伴う手続きのお願い	60
--------------------------	----

苦情のお申し出先と裁定・仲裁の申し立てについて	61
--------------------------------	----

主な用語のご説明

- 【基本契約】** 生命の保障をする、各タイプの基本となる契約をいいます。
- 【特 約】** 基本契約とは別に共済金の支払いがあるように、基本契約に付帯することができるものをいいます。
- 【契 約 者】** 全労済と契約を結び、契約上の権利（たとえば共済金請求権など）と義務（たとえば掛金支払い義務など）を持つ方です。
- 【被共済者】** その人の生死などが共済金の支払いの対象となる方です。
- 【生計を一にする】**
日常生活において、互いの収入および支出を共同して計算することであり、同居であることを要しません。
- 【共済金受取人】**
共済金を受け取る方のことで、契約者です。ただし、契約者が被共済者となっている場合の死亡を原因とする共済金については、別に定める順位および順序によります。
- 【指定代理請求人】**
契約者が共済金等（いかなる名称であるかを問いません。また、返戻金、割り戻し金および掛金の返還を含みます。以下、同じです）を請求できない特別な事情がある場合に、契約者が受け取ることとなる共済金等の代理請求を行うことができる人として、あらかじめ指定された人をいいます。
- 【代理請求人】**
契約者および指定代理請求人が共済金等を請求できない場合に、共済金等の代理請求をすることができる人をいいます。
- 【共済契約証書】**
共済金額や共済期間など契約の内容を具体的に記載したものです。
- 【発 効 日】** 契約年齢や期間の計算の基準となる日で、全労済が契約に関する責任（保障）を開始する日のことです。
- 【共済期間】** 全労済が契約にもとづき保障を提供する期間をいいます。
- 【契約年齢】** 発効日における年齢を契約年齢といい、被共済者の契約年齢は掛金額算出等の基準となります。契約年齢は発効日現在における満年齢で計算し、1年未満の端数については切り捨てます。
- 【発効応当日】**
契約後の共済期間中に迎える発効日に対応する日のことです。
・月応当日とは、発効日の各月の同日（応当する日）のことをいいます。
・年応当日とは、発効日の各年の同月日（応当する日）のことをいいます。
- 【共済掛金】** 契約者に払い込みいただくお金をいいます。
- 【払込期日】** 掛金を払い込んでいただく期日をいい、月払契約の場合は、月ごとの発効応当日の前日の属する月の末日をいいます。
- 【責任準備金】**
将来の共済金などをお支払いするために、払い込んでいただいた掛金のなかから積み立てられるお金です。

【割り戻し金】

毎年の決算によって剰余が生じた場合に、その中から全労済が、契約者に還元するお金のことをいいます。

【解約返戻金】

契約を解約された場合などに、契約者に払い戻しするお金のことをいいます。

【告知義務と告知義務違反による契約解除】

契約の申し込みをされるときに、被共済者の現在の健康状態や職業、過去の病歴などの重要な事柄について全労済が質問表でお尋ねし、契約者と被共済者の方に回答していただきます。これを「告知義務」といいます。お尋ねした重要な事柄について回答がなかったり、事実と異なる内容の回答をされた場合には、告知義務に違反したことになり、全労済は契約を解除することができます。

【不慮の事故】

別表第1「不慮の事故等の定義とその範囲」に規定する不慮の事故（交通事故を含み、感染症を除きます）をいいます。

※持病（骨粗しょう症等）が原因で、日常生活中に起きたけが（骨折等）は不慮の事故に含まれません。

【病院または診療所】

医療法第1条の5（定義）第1項に定める病院または同条第2項に定める診療所をいいます。

【入 院】 医師または歯科医師による治療が必要であり、かつ、自宅等での治療または通院による治療によっては治療の目的を達することができないため、病院または患者の収容施設を有する診療所に入り、常に医師または歯科医師の管理下において治療に専念することをいいます。

【他覚症状】 神経学的検査、レントゲン検査または脳波検査などの結果、客観的、かつ医学的に証明できる所見が認められる状態をいい、患者自身の自覚（疼痛等）は含みません。

【悪 化】 疾病または傷害の症状について、入院および手術のいずれも不要な程度であったものが、入院または手術を要する程度になることをいいます。入院および手術のいずれも不要な程度の症状である疾病について、その疾病と医学上重要な関係にある疾病を発病し、その発病した新たな疾病の症状が、入院または手術を要する程度である場合についても同様です。

【反社会的勢力】

暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない人を含みます）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

個人長期生命共済 引受緩和型更新プラン いきいき応援

【ご注意】

① 必ずご確認ください

- この共済は健康状態に不安を抱えている方などを対象とした共済のため、全労済の他のタイプに比べて掛金が割増しされています。
- 健康状態によっては、掛金を割増ししていない他の共済にご加入いただける場合があります。
- 保障を開始した日からその日を含めて1年以内に支払い事由に該当した場合は、支払われる共済金が半額となります。

特徴

健康状態に関する告知項目を簡素化して、引受基準を緩和しています。

ご加入前にかかっていた病気が悪化して入院・手術が必要となった場合でも、共済金をお支払いします。

病気やけがによる入院・手術・死亡保障に絞った分かりやすい保障です。

入院日額は3,000円、5,000円の2タイプから選択できます。

5日以上連続して入院したとき1日目から保障します。

1回の入院で最高180日（通算1,000日）まで保障します。

死亡保障は50万円、100万円、200万円、300万円の4タイプから選択できます。

継続することにより、最高満80歳まで保障が継続できます。

※入院共済金および手術共済金は、発効日以後に発病した病気または発生した不慮の事故によるときにお支払いします。また、発効日前に発病した病気または受傷したけがが切悪化して、共済期間中に入院を開始したときおよび手術を受けたときにもお支払いします。

ご契約に際して

1. 加入できる方（被共済者になることができる方）

次の条件をすべて満たす方が加入できます（被共済者になることができます）。

- （1）契約者との続柄が次のいずれかである方
 - ①契約者本人
 - ②配偶者（内縁関係にある方を含みます。ただし、契約者およびその内縁関係にある方のいずれにも婚姻の届け出のある配偶者がいない場合に限ります。以下同じです。）
 - ③契約者と同一生計の子、父母（継父母を含みます）、孫、兄弟姉妹、子の配偶者（嫁・婿）
 - ④契約者と同一生計の配偶者の子、父母（継父母を含みます）、孫、兄弟姉妹、子の配偶者（嫁・婿）
- （2）加入申込書、「質問表」へのご回答を全労済が審査し、契約のお申し込みをお引き受けできると判断した方

※「質問表」へのご回答は、契約に際して、加入される方ご自身の健康状態などについて、ありのままを回答していただくものです。ご回答の内容は加入をお引き受けする際に審査の基礎となる非常に重要なものです。ご不明な点は必ずお問い合わせのうえ、正確にご回答ください。

- （3）年齢
満40歳～満70歳までの方

2. 加入できない方（被共済者になることができない方）

- （1）続柄、年齢が「加入できる方（被共済者になることができる方）」の範囲外である方
- （2）発効日において次の職業に従事されている方
 - ①力士、拳闘家、プロレスラー、軽業師、その他これらに類する職業の方
 - ②テストパイロット、テストドライバー、その他これらに類する職業の方
- （3）加入申込書、「質問表」へのご回答にもとづいて健康状態を全労済が審査し、契約のお申し込みをお引き受けできないと判断した方。
- （4）加入することによりP.8の「7. 契約できる限度について」の限度をこえる方

3. 告知義務について

共済は大勢の方が掛金を出しあって、相互に助け合う制度です。したがって、初めから健康状態の悪い方や危険な職業に従事されている方などが無条件で契約されずと、ご加入者間の公平性が保たれません。

そこでご契約に際して、契約者や被共済者の方には、過去の病歴（病名や治療期間など）、現在の健康状態や身体障がい状態、ご職業などについて、正しく告知していただく義務があります。

質問表には全労済がおたずねする事柄について、ありのままを正しく告知してください。告知していただいた内容が不十分であった場合には、再度告知をお願いすることがあります。

告知していただく内容は、質問表に記載してあります。もし、故意または重大な過失によって、事実を告知していただけなかったり、事実と違うことを告知されずと、全労済は「告知義務違反」としてご契約を解除することがあります。

この場合には、たとえ共済事由が発生していても、共済金をお支払いすることはできません。

4. お申し込みから契約の発効まで

全労済が加入の申し込みを承諾したときは、申込日に契約が成立したものとみなします。申し込みから保障の開始（契約の効力の発生）までは次のとおりです（契約承諾のご通知は共済契約証書の発行にかえさせていただきます）。なお、申込書をご記入の際には、「申込日（告知日）」（申込書および質問表を記入された日）を必ずご記入ください。

- （1）初回掛金を申込書のご提出と同時に全労済へお支払いいただく場合、あるいは金融機関へのご入金によりお支払いいただく場合

加入申込書・質問表の提出および初回掛金お支払い 全労済または金融機関へのご入金

確認・審査（全労済で行います）

加入をお引き受けする場合

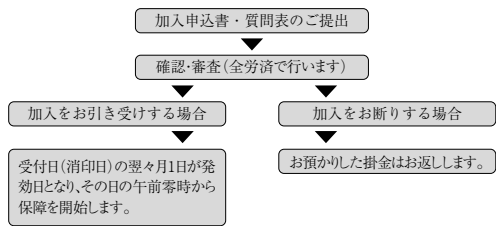
加入をお断りする場合

初回掛金をお支払いいただいた日（お申し込みと同時の場合はお申し込みの日、金融機関からの入金の場合は入金日*）の翌日を発効日とし、発効日の午前零時から保障を開始します。
*告知を含む申込書類のご提出が入金日より遅くなった場合は、告知を含む申込書類の受付日の翌日が発効日となりますのでご注意ください。

お預かりした掛金はお返します。

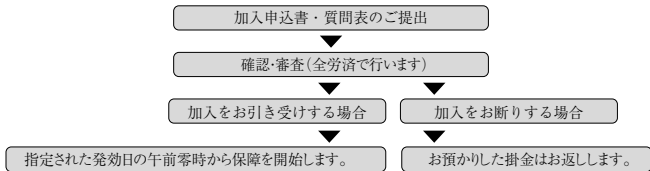
※なお、初回掛金は、申込日からその日を含めて1ヵ月以内に、全労済窓口あるいは最寄りの金融機関にお支払いください。申込日から1ヵ月を過ぎますと、契約が不成立となり、再度申し込みいただくこととなります。

(2) 初回掛金を口座振替によりお支払いいただく場合



※ご指定の預金口座から初回掛金の振替ができなかったときは、申し込みは無かったものとなります。
全労済が指定する振替日までにご指定の預金口座へ払い込みください。

(3) 発効日を指定されている場合



※初回掛金は、指定された発効日の前日までにお支払いください。ただし、初回掛金を口座振替によりお支払いいただく場合は、全労済が指定する振替日までにご指定の預金口座へ払い込みください。
ご指定の預金口座から初回掛金の振替ができなかったときは、申し込みは無かったものとなります。

5. クーリングオフについて

契約申込者または契約者（以下、「契約者等」といいます）は、すでに申し込みをした契約について、申込日を含めてその日から8営業日以内であれば、その申し込みの撤回（以下、「クーリングオフ」といいます）をすることができます。
※申し込みのクーリングオフをする場合、契約者等は、書面に契約の種類、申込日、契約者等の氏名および住所、被共済者の氏名とともに申し込みのクーリングオフをする旨を明記し、署名・押印のうえ、全労済に提出してください。所属する団体を通じてご加入の場合は、所属する団体を通じて全労済に提出してください。
※申し込みのクーリングオフがされた場合、当該契約は成立しなかったものとして、すでに初回掛金が払い込まれている場合は、契約者等に初回掛金をお返します。

6. 共済期間について

共済期間は、発効日または更新日から5年です。
ただし、満71歳以上の方が更新される場合は、満80歳までの共済期間をご案内します（最長9年）。

7. 契約できる限度について

- (1) 引受緩和型更新プラン いきいき応援（以下「いきいき応援」といいます。）は、1人の被共済者につき1契約のみ加入することができます。
- (2) 入院共済金日額の限度
いきいき応援に加入することにより、①～⑧の共済の入院共済金日額を通算して、次の限度をこえるときは、いきいき応援に加入することはできません。
＜満60歳以下の方＞
通算して15,000円が限度となります。
＜満61歳以上の方＞

通算して10,000円が限度となります。

＜制限職業A、B、Cに従事されている方、重度障がいの方＞
通算して5,000円が限度となります。

区 分	共済金額を制限させていただく職業・職種名（制限職業といいます）
A	・競馬、競輪、オートレース、競艇等の職業競技者 ・潜水、潜函、サルベージ、その他これらに類する職業 ・坑内、隧道内作業に従事される方 ・近海または遠洋漁業の船舶乗組員 ・1,000トン未満の船舶乗組員
B	・警察官、海上保安官、その他これらに類する職業 ・自衛官（防衛大学校生を含みます）
C	・ハイヤー、タクシー運転手

- ①いきいき応援
- ②定期医療プラン（セット専用プランを含みます）
- ③定期介護プラン
- ④総合医療共済（2006年4月末までに発効した個人長期生命共済の契約）
- ⑤終身医療プラン
- ⑥終身医療3000、終身医療5000、終身医療追加2000
- ⑦終身医療総合5000
- ⑧定期医療総合5000

※2つに該当する場合は、小さい額が限度となります。

※その他、全労済の契約にすでにご加入の方については、共済金額を制限させていただくことがあります。

共済金のお支払いについて

<いきいき応援の保障内容>

病気やけがで入院したとき 〈入院共済金〉	5日以上連続して入院したとき1日目から 1回の入院で最高180日、通算1,000日まで
病気やけがで手術を受けたとき 〈手術共済金〉	手術（全労済所定）を受けたとき 〈入院日額の10倍〉
死亡したとき 〈死亡共済金〉	死亡共済金の額

<満期金>

死亡共済金額の範囲で最高300万円まで、10万円単位で満期金が付けられます。
※契約期間中に死亡した場合は、満期金のために積み立てられた金額を「累加死亡共済金」としてお支払いします。

<共済金をお支払いできない主な場合>

①告知義務違反があったとき（加入申込書や質問表への回答に事実でないことを記載したり、事実を記載しなかったとき） ②被共済者が「加入できる方（被共済者になることができる方）」の範囲外であったとき ③加入金額が限度を超過していたとき ④共済金請求にあたって必要書類の偽造・虚偽の記載などがあったとき ⑤発効日から1年以内の自殺または自殺行為によるとき ⑥被共済者、契約者または共済金受取人の故意または犯罪行為によるとき ⑦被共済者の薬物依存、無免許運転、酒気帯び運転、精神障がい、泥酔によるとき ⑧むち打ち症または腰・背痛で他覚症状がないとき ⑨被共済者の疾病に起因して生じた事故によるとき
※詳細は契約規定を参照いただき、ご不明な点は全労済にお問い合わせください。

＜発効日から1年以内に共済事由が発生した場合＞

発効日から1年以内に共済事由に該当した場合には、支払われる共済金[※]の額が半額になります。ただし、共済事由が入院の場合は、発効日から1年以内の入院期間に対応する部分のみ半額となります。

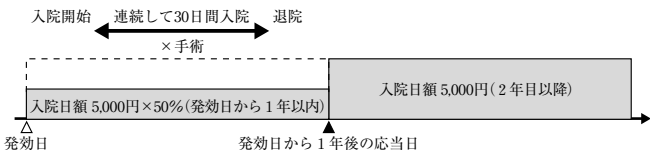
なお、入院を開始した日が発効日より前の場合には、共済金をお支払いできません。
※累加死亡共済金を除くすべての共済金が対象となります。(死亡共済金、病氣入院共済金、手術共済金、災害入院共済金、災害手術共済金)

＜例＞

- 入院日額5,000円の保障内容で「いきいき応援」に新規加入。
- 胃がんで連続して30日入院された場合

【例1】

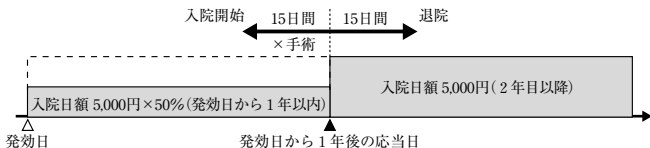
発効日から1年以内に連続して30日間入院し、入院期間中に手術を受けた場合



- 病氣入院共済金：30日（入院日数）× 2,500円（＝5,000円 × 50%）＝ 75,000円
- 手術共済金：2,500円（＝5,000円 × 50%）× 10倍＝ 25,000円
- 合計：75,000円 + 25,000円＝ 100,000円をお支払いします。

【例2】

発効日から1年以内の期間に15日間、発効日から2年目以降の期間に15日間、合計連続して30日間入院した場合（発効日から1年以内の期間に手術を受けた場合）



- 病氣入院共済金
（発効日から1年以内の期間） 15日（入院日数）× 2,500円（＝5,000円 × 50%）＝ 37,500円
（発効日から2年目以降の期間） 15日（入院日数）× 5,000円＝ 75,000円
- 手術共済金：2,500円（＝5,000円 × 50%）× 10倍＝ 25,000円
- 合計：37,500円 + 75,000円 + 25,000円＝ 137,500円をお支払いします。

1. 共済金受取人について

共済金の受取人を共済金受取人といい、共済金受取人のうち被共済者の死亡の原因として支払う共済金の受取人を死亡共済金受取人といいます。

- (1) 共済金受取人は、契約者本人です。
- (2) ただし、契約者が被共済者となっている場合の死亡共済金受取人は、次の順位および順序のとおりとなります。なお、同順位の死亡共済金受取人が2人以上いるときは、代表者1名を定めていただきます。
 - ①契約者の配偶者 ②契約者の死亡当時、その収入によって生計を維持していた契約者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹 ③契約者の死亡当時、その収入によって生計を維持していた契約者の配偶者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹 ④上記②に該当しない契約者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹 ⑤上記③に該当しない契約者の配偶者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹
- (3) 契約者は、共済事由が発生するまでは、所定の書類により被共済者の同意および全労済の承諾を得て、(2)の死亡共済金受取人の順位または順序を変更することができます。また、死

亡共済金受取人を(2)以外の契約者の親族等に指定または変更することができます。

2. 共済金のご請求について

- (1) 共済事由が発生した場合は、ただちにその状況や程度について全労済へ連絡してください。所属する団体を通じてご加入の場合は、所属する団体を通じて全労済へ連絡してください。共済金請求書等の必要書類一式を送付しますので、遅滞なく共済金を請求してください。
- (2) 必要書類はP47の別表第3「各共済金等請求の提出書類」のとおりです。これらの書類が提出されない共済金をお支払いできないことがあります。
- (3) 共済金受取人が共済事由の発生した日の翌日から請求手続きを3年間行わなかった場合には、共済金をお支払いできないことがあります。

3. 共済金のお支払いにあたって

- (1) 全労済は、共済金の請求を受けた場合、給付審査または必要に応じて事実の確認を行います。
- (2) 共済金をお支払いする場合は、必要な請求書類がすべて全労済に到着した日の翌日以後10営業日以内に共済金を共済金受取人にお支払いします。ただし、傷病の内容、事故発生状況等、全労済が支払うべき共済金の額を確定するために調査を必要とする場合を除きます。
- (3) 共済金の請求時に未払込掛金があるときには、共済金から未払込掛金を差し引いて共済金をお支払いできる場合がありますので、全労済にご相談ください。なお、未払込掛金が共済金を上回る場合には共済金をお支払いすることはできません。

4. 共済金等を確実にご請求いただくために（代理請求について）

- (1) 契約者が共済金等^{※(1)}を請求できない特別な事情^{※(2)}がある場合には、契約者があらかじめ指定した代理人（指定代理請求人）が共済金等を請求することができます。
※1 共済金等の名称は問いません。また、返戻金、割り戻し金および掛金の返還を含みます。
※2 契約者が共済金等を請求できない特別な事情とは、次のような場合をいいます。
 - ①共済金等の請求を行う意思表示が困難であると全労済が認めたとき。
 - ②治療上の都合により、全労済が認める傷病名について告知を受けていないとき、または余命の告知を受けていないとき。
 - ③その他①および②に準じる状態であると全労済が認めたとき。
- (2) 契約者は、次の範囲から1名に限り、指定代理請求人を指定または変更することができます。
 - ①契約者の配偶者
 - ②契約者の直系血族
 - ③契約者の兄弟姉妹
 - ④契約者と同居し、または契約者と生計を一にする契約者の3親等内の親族※指定代理請求人は、共済金の請求時にも上記の範囲内でなければなりません。
- (3) 指定代理請求人が指定されていないとき、共済金請求時に指定代理請求人が規定の範囲外であるとき、または指定代理請求人に共済金等を請求できない特別な事情（共済金等の請求を行う意思表示が困難であると全労済が認めたとき。以下、この項目において同じです）があるときには、契約者の代理人となりうる方（代理請求人）が共済金等を請求することができます。代理請求人となる方は、共済金の請求時において次の①または②のいずれかに該当する方です。
 - ①契約者と同居し、または契約者と生計を一にする契約者の配偶者
 - ②①に規定する人がいない場合、または①に規定する人に共済金等を請求できない特別な事情がある場合には、契約者と同居し、または契約者と生計を一にする契約者の3親等内の親族詳しくは、P24「6. 指定代理請求人」P31「2. 指定代理請求人または代理請求人による共済金等の代理請求」をご参照ください。

5. 天災や戦争などの非常の出来事の場合

地震、津波、噴火、その他これらに類する天災のとき、および戦争その他非常の出来事による場合には、お支払いする共済金の分割払い、繰り延べまたは減額をすることがあります。

契約の終了について

1. 契約が無効となる場合

次の内容に該当する場合、契約は無効となります。

- (1) 被共済者が発効日にすでに死亡していたとき
- (2) 被共済者が発効日または更新日において被共済者の範囲外であったとき
- (3) 契約のお申し込みの際に、被共済者の同意を得ていなかったとき
- (4) 契約者の意思によらず契約のお申し込みがされたとき
- (5) 共済金額が加入限度をこえていたときは、そのこえた部分

※前記に該当する場合で、全労済が共済金、割り戻し金および返戻金を支払っていたときには返還していただきます。

※前記に該当する場合は、当該契約の掛金の全部または一部を契約者に返還します。

2. 共済金の不法取得目的により契約が無効となる場合

全労済は、契約者が共済金を不法に取得する目的または他人に共済金を不法に取得させる目的をもって契約の締結をした場合には、その契約を無効とし、掛金を返還しません。また、すでに支払われた共済金および諸返戻金等の返還を請求します。

3. 詐欺等により契約が取り消しとなる場合

契約者、被共済者または共済金受取人が、申し込みの際に、詐欺または強迫行為を行ったときには、契約が取り消される場合があります。

※契約が取り消しとなった場合、契約当初からの払込掛金はお返ししません。

※共済事由が発生した後に、取り消しとなった場合でも共済金は支払いません。また、すでに共済金を支払っていた場合には、返還していただきます。

4. 契約が解除となる場合

次のいずれかに該当する場合、契約は解除されることがあります。

- (1) 契約者または被共済者が、契約のお申し込みの際に、故意または重大な過失によって、加入申込書のうち質問事項に対する回答やその他の重要な事実を告げず、または事実でないことを告げた場合
- (2) 共済金の請求・受領に際して共済金受取人が詐欺行為を行い、または行おうとしたとき
- (3) 契約者、被共済者、または死亡共済金受取人が、全労済に共済金を支払わせることを目的として共済事由を発生させ、または発生させようとしたとき
- (4) 契約者、被共済者または死亡共済金受取人が、次のいずれかに該当するとき
 - ①反社会的勢力に該当すると認められること。
 - ②反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
 - ③反社会的勢力を不当に利用していると認められること。
 - ④法人である場合において、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
 - ⑤その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
- (5) 他の共済契約や保険契約との重複加入によって、共済金額等（保険金その他のいかなる名称であるかを問わないものとします）の合計額が著しく過大となって共済制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
- (6) (2) から (5) の他、全労済が契約者、被共済者または共済金受取人に対する信頼を損ない、契約の存続を困難とする重大な事由があるとき

契約の解除は契約者に対する通知によって行われます。ただし、契約者の所在不明、死亡その他の理由で契約者に通知できない場合は、被共済者または共済金受取人に対する通知によって行われます。

契約の解除が共済事由発生のにちに行われたときであっても、共済金はお支払いできません。すでに共済金をお支払いしていたときは、返還していただきます。ただし、(1) の場合で、解除の原因と共済事由が無関係であることを契約者または共済金受取人が証明したときは、この限りではありません。

(1) の場合で、全労済が解除の原因を知ったときから1ヵ月以内に契約を解除しなかった場合、または全労済が契約の申し込みの承諾を契約者等に通知してから5年を経過したときには、全労済が

契約を解除する権利は消滅します。

※当初の契約または更新前の契約に告知義務違反があった場合には、契約変更後の契約または更新後の契約が解除されることがあります。

※契約が解除された場合、解約返戻金相当額を支払います。当該契約の払込掛金は返還しません。

5. 契約を解約する場合

契約は契約者とご家族にとっての大切な財産となりますので、ぜひご継続ください。

やむをえず解約される場合には、所定の書面で手続きをしてください。解約返戻金[※]がある場合には経過年月（1ヵ月単位に切り上げます。日割り計算は行いません）に応じた金額をお支払いします。

※解約返戻金について

解約返戻金の額は契約年齢、性別、経過年月などによって異なります。例表（P.50～54）を参照してください。

契約者に払い込んでいただいた掛金は、預貯金のようにそのまま積み立てられるのではなく、一部は年々の共済金の支払いや共済の運営に必要な経費に充てられるため、解約返戻金は、掛金からこれらを除いた残りを基準として定めた額となります。

6. 契約が消滅する場合

被共済者が死亡したときはそのときをもって、契約は消滅します。

※契約が消滅し、しかも共済金が契約者または死亡共済金受取人に支払われる場合で、当該契約に未払込掛金があるときは、その金額を共済金から差し引かせていただきます。

7. 契約が失効する場合

掛金の払い込みが滞り、猶予期間を過ぎても払い込んでいただけない場合には、契約が失効し以後の保障がなくなります。

※P.15「掛金の払い込みについて」を参照してください。

8. 被共済者が契約の解除を請求する場合

- (1) 被共済者が契約者以外である場合において、次のいずれかに該当する場合には、被共済者は契約者に対し、契約を解除することを求めることができます。
 - ①契約者または共済金受取人にP.12「4. 契約が解除となる場合」(2) または (3) のいずれかの行為があったとき
 - ②契約者または共済金受取人がP.12「4. 契約が解除となる場合」(4) に該当するとき
 - ③①および②のほか、契約者または共済金受取人が、被共済者に対する信頼を損ない、契約の継続を困難とする重大な事由を生じさせたとき
 - ④契約者と被共済者との間の親族関係の終了その他全労済が定める事由により、被共済者となることについて同意した事情に著しい変更があったとき
- (2) 契約者は上記 (1) ①から④のいずれかに該当する場合において、被共済者から契約の解除請求があったときは、全労済に対する通知により、契約を解除しなければなりません。
- (3) 被共済者は上記 (1) ①から④のいずれかに該当する場合で、かつ契約者が解除請求に応じないときは、全労済の定める方法により、全労済に対し契約の解除を求めることができます。
- (4) (3) の解除請求を受けた場合には、全労済は、将来に向かって契約を解除することができます。
- (5) (4) により、契約を解除された場合には、全労済は契約者の住所宛にその旨を書面により通知します。

9. 債権者等による解約および共済金受取人による契約の存続について

- (1) 差押債権者、破産管財人等の契約者以外で、契約の解約をすることができる方（以下「債権者等」といいます。）が契約を解約する場合には、全労済が定める方法によって書面で行うものとします。
- (2) (1) の解約を行う場合には、解約の通知が全労済に到達した時から1ヵ月を経過した日に効力を生じます。
- (3) (1) および (2) の解約が通知された場合でも、通知の時に次の①および②のいずれもを満たす共済金受取人は、契約者の同意を得て、(2) の期間が経過するまでの間に、当該解約の通知が全労済に到達した日に解約の効力が生じたとすれば全労済が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ、全労済にその旨を通知したときは、(1) および (2) の解約はその効力

を生じません。

①契約者の親族、被共済者の親族または被共済者本人であること

②契約者でないこと

- (4) (1)の解約の通知が全労済に到達した日以後、当該解約の効力が生じまたは(3)により効力が生じなくなるまでに、死亡共済金または重度障害共済金の共済事由が生じ、全労済が共済金を支払うべきときは、当該支払うべき金額の限度で、(3)の金額を債権者等に支払います。この場合、当該支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、共済金受取人に支払います。

契約の更新について

全労済から更新のご案内をしますので、お手続きをしてください。

1. 更新の際の手続き

①保障内容を変更しない場合

満期日の翌日を更新日として契約を自動更新します。特段のお手続きは必要ありません。

②保障内容を変更する場合(共済金額を増額する場合など)

所定の更新申込書による手続きをしていただきます。この場合、初回加入の際と同様に「質問表」へのご回答をお願いすることがあります。

2. 更新後契約の共済期間

更新後契約の共済期間は5年です。ただし、満71歳以上の方が更新される場合は、満80歳までの共済期間をご案内します。

更新時点の被共済者の年齢	更新後契約の共済期間
満70歳以下	5年
満71歳	9年
満72歳	8年
満73歳	7年
満74歳	6年
満75歳	5年
満76歳以上	更新することはできません

3. 更新後の契約について

(1) 掛金および保障内容について

掛金は更新日時点の被共済者の年齢にもとづいて計算します。

なお、更新後契約の掛金および保障内容等は、更新日現在における契約規定にもとづきます。

(2) 共済金のお支払い

更新前と同額以下の保障内容で契約を更新した場合、更新後は共済金が半額となる期間はありません。

※更新日にいきいき応援の契約の締結を全労済が取り扱っていないときは、更新できない場合があります。

※全労済が、加入者として不適当であると認めた場合は契約は更新できません。

更新時に増額・減額した場合

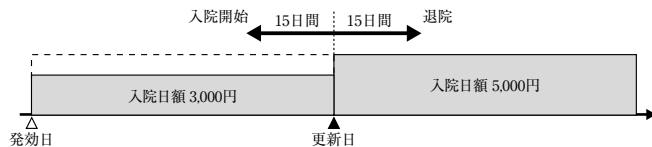
ご契約の更新時に共済金額を増額または減額した場合、共済金のお支払いは次のようになります。

1. 増額した場合

更新前の契約の共済金額については、当初の発効日から起算して共済金をお支払いします。増額分については、新規に加入したものとみなして共済金をお支払いします。そのため、更新日から1年以内に共済事由に該当した場合には、増額分に対応する部分は半額の支払いとなります。

<例>

- 入院日額3,000円の保障内容で「いきいき応援」に加入後、更新時に入院日額5,000円に増額
- 胃がんで連続して30日入院された場合



更新日以降の入院期間についても、「更新前契約の入院日額3,000円×入院日数」をお支払いします。増額された入院日額2,000円は新規加入契約として取り扱います。増額分は入院を開始した日が更新日より前であるため、お支払いできません。

■ 病氣入院共済金

(更新前の入院期間) 15日 (入院日数) × 入院日額3,000円 = 45,000円

(更新後の入院期間) 15日 (入院日数) × 入院日額3,000円 = 45,000円

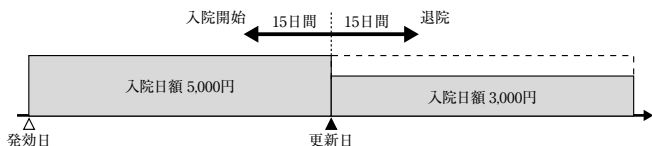
■ 合計 45,000円 + 45,000円 = 90,000円をお支払いします。

2. 減額した場合

共済金額(基本契約および各特約の共済金額すべてを含みます)が減額された場合には、更新日以降の共済事由にかかる共済金は、減額後の共済金額にもとづいてお支払いします。なお、共済金額を減額した場合は、更新後に共済金の額が半額となる期間はありません。

<例>

- 入院日額5,000円の保障内容で「いきいき応援」に加入後、更新時に入院日額3,000円に減額
- 胃がんで連続して30日入院された場合



■ 病氣入院共済金

(更新前の入院期間) 15日 (入院日数) × 入院日額5,000円 = 75,000円

(更新後の入院期間) 15日 (入院日数) × 入院日額3,000円 = 45,000円

■ 合計 75,000円 + 45,000円 = 120,000円をお支払いします。

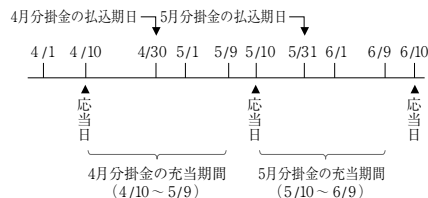
掛金の払い込みについて

1. 掛金の払込期日と充当期間

掛金の払込期日は、発効日の月応当日の前日の属する月の末日です。ただし、2回目以後の掛金については、この払込期日の翌日から3ヵ月の払込猶予期間があります。

また、毎回払い込んでいただく掛金は、発効日の月応当日からその次の発効日の月応当日の前日までの期間に充当されます。

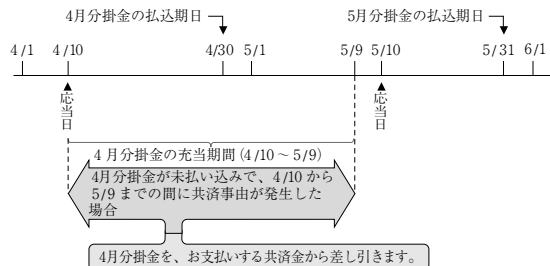
【例①】 月払契約で発効当日が10日の場合



したがって、共済事由が発生した場合の掛金の取り扱いは次のようになります。

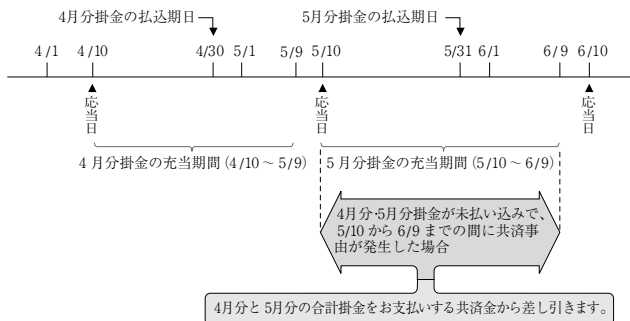
- (1) 共済事由が発生した日の属する掛金充当期間について、掛金が払い込まれていない場合は、その未払込掛金を共済金から差し引きます。
ただし、未払込掛金額が共済金を上回るなどで相殺ができない場合は、未払込掛金の全額が払い込まれるまでは、共済金をお支払いできません。

【例②】 月払契約で発効当日が10日の場合



- (2) また、掛金の払込猶予期間中に共済事由が発生し、その時点ですでに払込期日が到来している掛金充当期間に対応する掛金が払い込まれていない場合にも同様です。

【例③】 月払契約で発効当日が10日の場合



<ご注意>

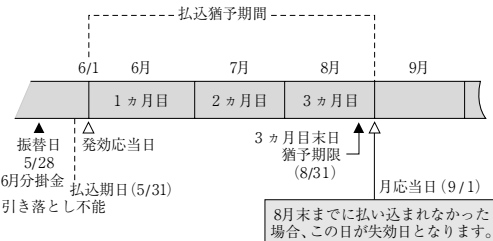
前記【例②、③】において、共済金が未払込掛金より不足する場合には、未払込掛金全額を払い込んでいただきます。

2. 契約の失効について

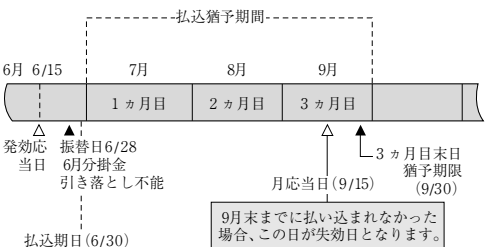
2回目以後の掛金の払い込みについては、払込期日の翌日から3ヵ月の払込猶予期間があります。払込猶予期間内に掛金の払い込みがあれば、契約はそのまま継続となります。この期間内に掛金の払い込みがない場合には、以下の日より契約の効力を失います。

- ①発効日が1日の契約……掛金の払込猶予期間末日の翌日午前零時
- ②発効日が1日以外の契約……掛金の払込猶予期間末日の属する月の発効当日の午前零時

【例①】 発効日が1日のご契約（6月分掛金から未払い込み）



【例②】 発効日が1日以外のご契約の場合（6月分掛金から未払い込み）



<ご注意>

- 契約が失効となった場合、失効日の午前零時以後は共済期間中ではありませんので、一切の保障をいたしません。
- 解約返戻金相当額（すえ置き割り戻し金がある場合は、これを加えた額）から未納掛金を差し引いた額をお支払いします。

3. 掛金の払込経路について

2回目以後の掛金は、指定いただいた預金口座より、申込日の翌月以後から払込方法ごとに決まった日（加入申込書内の預金口座振替届出書に記載された日）に預金口座振替により払い込んでいただきます。

振替日の前日までに掛金相当の金額を入金され、残高不足にならないようご注意ください。払い込まれたご契約の掛金につきましては、通帳への記帳をもって領収書に代えてさせていただきます。

<ご注意>

- ※同一の指定口座から終身共済を含めて2件以上の契約（総合医療共済、せいめい共済またはねんきん共済、自動車共済、年払火災共済の契約を含みます）の掛金を振り替える場合には、すべての掛金を合算した金額を振り替えます。一部の契約のみの掛金の振り替えを指定することはできません。振替日における指定口座の残高が不足していた場合、すべての共済が振替不能となり、契約が失効となる場合がありますので、ご注意ください。
- ※掛金の延滞がある場合は、延滞分も同時に引き落とされます。預金残高が不足しておりますとすべての共済の掛金が振替不能となり、契約が失効となる場合がありますので、ご注意ください。

契約の内容を一部変更する場合

- ①掛金額
全労済が特に必要と認めた場合には、厚生労働大臣の認可を得て、共済掛金額を共済期間の途中で変更することがあります。
- ②手術について
手術共済金の支払対象となる手術の種類および支払割合は、厚生労働大臣の認可を得て、共済期間の途中で変更する場合があります。

税金について

この取り扱い、平成26年1月1日現在施行中の税法にもとづくもので、今後、税法の改正により取り扱いが変更されることがあります。個別の取り扱い等については、所轄の税務署等にご確認ください。

1. 掛金の控除について

共済掛金証明書は、1月から12月までの間に掛金をお支払いいただいた契約について発行します。生命保険料控除の対象となるのは「納税する人が掛金を支払い、共済金受取人が自己または配偶者※その他親族である契約」となりますのでご注意ください。
※内縁関係にある方は対象となりません。

2. 生命保険料控除のしくみ

<各生命保険料控除の分類>

基本契約・特約それぞれの保障内容に応じて次のとおり適用する保険料控除を判定します。

一般生命保険料控除	生存または死亡に起因して共済金を支払う部分にかかる掛金 (例) 基本契約
介護医療保険料控除	入院や手術等に起因して共済金を支払う部分にかかる掛金 (例) 疾病医療特約

生命保険料控除対象外	身体の傷害のみに起因して共済金を支払う部分にかかる掛金 (例) 災害医療特約
------------	---

3. 控除額について

(1) 所得税の生命保険料控除額

正味払込共済掛金額	控 除 金 額
20,000円以下の場合	正味払込共済掛金額と同額
20,000円を超え40,000円以下の場合	(正味払込共済掛金額×1/2) + 10,000円
40,000円を超え80,000円以下の場合	(正味払込共済掛金額×1/4) + 20,000円
80,000円を超える場合	一律 40,000円

(2) 住民税の生命保険料控除額

正味払込共済掛金額	控 除 金 額
12,000円以下の場合	正味払込共済掛金額と同額
12,000円を超え32,000円以下の場合	(正味払込共済掛金額×1/2) + 6,000円
32,000円を超え56,000円以下の場合	(正味払込共済掛金額×1/4) + 14,000円
56,000円を超える場合	一律 28,000円

4. 生命共済掛金控除の手続き

控除を受けるには申告が必要です。全労済より「証明書」(生命保険料控除対象共済掛金証明書)を発行しますので、以下の要領で申告してください。

○給与所得者の場合

毎年の年末調整に間に合うよう「保険料控除申告書」に「証明書」を添付して勤務先に提出してください。

○申告納税者の場合

事業所得者などの申告納税者の方は、確定申告の際、「確定申告書」に控除対象額を記入し、「証明書」を添付して税務署に提出し控除を受けてください。

<ご注意>

その年の正味払込共済掛金額が1契約で9,000円(法令改正で変更される場合があります)を超える場合は「証明書」が必要です。

5. 共済金等の税法上の取り扱い

(1) 共済金

●共済金と税金について

共済金にかかる税金は、契約者、被共済者、受取人の関係によって異なります。下表は契約者＝掛金負担者の場合です。

㉔は契約者、㉕は被共済者、㉖は受取人をあらわします。

共 済 金	契約内容	契 約 例			課せられる税金
		㉔	㉕	㉖	
死亡共済金	契約者と被共済者が同一人の場合	 夫	 妻	 子	相続税
		 妻	 夫	 子	
	受取人が契約者自身の場合	 夫	 妻	 夫	所得税(一時所得)
		 妻	 子	 夫	
	契約者、被共済者、受取人がそれぞれ異なる場合	 夫	 妻	 子	贈与税
		 妻	 子	 妻	
満期金	契約者＝受取人	 夫	 妻	 夫	所得税(一時所得)
		 妻	 妻	 夫	
		 夫	 子	 夫	
その他の共済金は課税されません。(注)					

(注) 共済金の受取人が被共済者、被共済者の配偶者もしくは直系血族または生計を一にするその他の親族であるときは非課税となります。

●生命共済金控除について

契約者と被共済者が同一人で、死亡共済金受取人がその契約者の法定相続人にあたる場合には、死亡共済金(契約が2年以上の場合は合計します)について相続税法上次の範囲で非課税扱いを受ける特典があります。

(生命共済金控除額) “500万円×法定相続人数”が非課税相続財産となります。

(2) 解約返戻金

①掛金負担者と解約返戻金受取人が同一人の場合、解約返戻金は一時所得となります。

②掛金負担者と解約返戻金受取人が異なる場合は、解約返戻金相当額が贈与されたものとみなされ、贈与税が課せられます。

割り戻し金について

毎年の事業年度(6月1日から翌年5月末日まで)の決算によって剰余が生じた場合には、契約者に割り戻し金としてお戻しします(5月末日現在の有効契約が対象です)。

この割り戻し金は、利息をつけて満期まですえ置かせていただきます。

すえ置き割り戻し金は、共済期間の途中に、契約者からのご請求にもとづきお支払いすることでもできます。

契約者の変更(契約の権利義務の承継)について

(1) 契約者は、被共済者の同意および全労済の承諾を得て、契約の権利義務を第三者に承継させることができます。新たに契約者となれる方は、承継の申し出の日において被共済者との関係がP6「1. 加入できる方(被共済者になることができる方)」(1)に該当する方です。

(2) 契約者が死亡した場合、全労済の承諾を得て、①被共済者、②契約者の相続人、③第三者の順に契約の権利義務を承継できます。ただし、契約者が死亡してから6ヵ月以内に承継の手続きがなされなかった場合には、契約は6ヵ月を経過した日の午前零時に消滅します。この場合、全労済は相続人に解約返戻金相当額を支払います。

※ (1)(2) いずれの場合も、新たに契約者となれる方には、組合員となっていただきます。

氏名・住所や指定口座等の変更について

次のような場合は直ちに全労済へ連絡してください。所属する団体を通じてご加入の場合は、所属する団体を通じて全労済へ連絡してください。

〈住所変更〉

契約者の転居などで住所の変更があった場合。

〈改姓、改名〉

契約者、被共済者および指定している死亡共済金受取人または指定代理請求人が改姓、改名された場合。

〈共済契約証書の紛失〉

共済契約証書を紛失されたり、盗難にあわれた場合。

〈掛金の払込経路（指定口座）の変更〉

掛金の払込経路（指定口座）の変更を希望される場合。

〈被共済者が、加入いただける方の範囲（続柄等）に該当されなくなったとき〉

契約後に、被共済者が加入いただける方の範囲（続柄等）に該当されなくなった場合。

〈海外長期滞在〉

契約者が海外勤務、留学などにより海外に長期滞在される場合。

〈死亡共済金受取人または指定代理請求人の変更〉

契約者が死亡共済金受取人または指定代理請求人を変更される場合。

〈契約者の変更〉

契約者を変更される場合。

<ご注意>

契約後に各種の変更が生じた場合はできるだけ早く、全労済へ連絡してください。所属する団体を通じてご加入の場合は、所属する団体を通じて全労済へ連絡してください。

ご連絡が遅れますと、郵便物がお手元に届かないなどご迷惑をおかけしたり、契約の効力が失われることもありますのでご注意ください。

上記の変更にあたっては次のような書類が必要です。詳しくは全労済にお問い合わせください。所属する団体を通じてご加入の場合は、所属する団体を通じて全労済にお問い合わせください。

項 目	必 要 書 類
口座振替の口座を変更する場合	共済掛金の振替口座変更届 または預金口座振替変更依頼書
住所・氏名等の変更をする場合	変更・異動届 共済契約証書
共済契約証書を紛失した場合	共済契約証書再発行願
契約者を変更する場合 (契約を承継する場合)	契約者承継届 共済契約証書

管轄裁判所

共済金等の請求等に関する訴訟については、全労済の主たる事務所の所在地または契約者あるいは共済金受取人の住所地を管轄する日本国内にある地方裁判所をもって、合意による管轄裁判所とします。

個人長期生命共済 引受緩和型更新プラン
いきいき応援 契約規定

目 次

I 一般条項	
第1章 共済契約の締結	22
第2章 共済金額	27
第3章 共済金の支払い	27
第4章 共済金等の請求、支払時期および支払場所	30
第5章 共済掛金の払込み	32
第6章 共済掛金払込みの猶予期間および共済契約の失効	32
第7章 共済契約の取消し、無効、解除および消滅	33
第8章 共済契約の変更	35
第9章 契約者割りもどし金	36
第10章 雑則	37
II 満期共済金条項	38
III 掛金口座振替特別条項	38
IV クレジットカード払特別条項	39
V インターネット特別条項	40

引受緩和型更新プラン 契約規定

「ご契約のしおり」に記載されたこの契約規定は、個人長期生命共済事業規約にもとづき、共済契約の内容となるべき重要な事項を定めたものです。引受緩和型更新プランの共済契約について、ご加入からお支払いまでの大切な事柄を記載していますので、ご一読いただき、共済契約証書とともに大切に保管していただきますよう、お願いいたします。

この契約規定は2017年2月1日から一斉に適用します。

ただし、Ⅰ 一般条項 第1章共済契約の締結 11. 共済契約の更新（4）の規定は、2017年2月1日以後に発効する共済契約（更新契約を含みます。）から適用します。
なお、つぎの規定については、共済事故が2017年2月1日以後に発生した場合に適用します。
ア Ⅰ 一般条項 第3章共済金の支払い
イ 別表第2 「不慮の事故等の定義とその範囲」

趣 旨

被共済者が共済期間中に死亡した場合や、共済期間中に疾病あるいは不慮の事故による傷害の治療を目的として入院をした場合や手術を受けた場合に、所定の共済金等をお支払いすることを主な内容としたものです。

なお、このプランは、他のプランや共済商品とは異なり、通院・服薬で治療中の方や健康に不安のある方でも、所定の条件を満たせば加入できます。

また、契約の締結前に発病した疾病や受傷した傷害の症状が、共済契約の締結後に悪化して入院・手術が必要になった場合でも、共済金をお支払いします。

そのため、共済掛金の額は、他のプランや共済商品と比べて割増しされています。

Ⅰ 一般条項

第1章 共済契約の締結

1. 共済契約の締結

引受緩和型更新プランの共済契約の契約内容は、この契約規定によります。

2. 定 義

この契約規定において使用する用語の定義は、つぎのとおりとします。

用語	定義
共済契約者	全国労働者共済生活協同組合連合会（以下「この会」といいます。）と共済契約を結び、契約上の権利と義務を有する人をいいます。
被共済者	共済の対象として、その生死等が共済事故とされる人をいいます。
共済金受取人	共済事故が発生した場合に、この会に共済金を請求し、共済金を受け取ることができる人をいいます。また、共済金受取人のうち、被共済者の死亡を原因として支払われる共済金の受取人を「死亡共済金受取人」といいます。
指定代理請求人	共済契約者が共済金等（いかなる名称であるかを問いません。また、返戻金、契約者割りもどし金および共済掛金の返還を含みます。以下同じです。）を請求できない特別な事情がある場合に、共済契約者が受け取ることとなる共済金等の代理請求を行うことができる人として、あらかじめ指定された人をいいます。
代理請求人	共済契約者および指定代理請求人が共済金等を請求できない場合に、共済金等の代理請求をすることができる人をいいます。
共済契約の発効日	申し込まれた共済契約の保障が開始される日をいいます。
共済契約の更新日	共済契約の共済期間が満了したときに従来の契約に代えて、新たな共済契約の保障が開始される日をいいます。
発効応当日	共済契約の発効日または更新日に対応する日をいいます。
応当日	1月ごとの共済契約の発効日または更新日に対応する日をいいます。
共済契約証書	共済契約の成立および内容を証するため、共済契約の内容を記載し、共済契約者に交付するものをいいます。
共済事故（支払事由）	共済金等が支払われる事由をいいます。

不慮の事故	別表第1「不慮の事故等の定義とその範囲」に規定する不慮の事故をいいます。
病院・診療所	「病院」とは、医療法（昭和23年7月30日法律第205号）第1条の5（定義）第1項に定める病院をいい、「診療所」とは、同法同条第2項に定める診療所をいいます。
入院	医師または歯科医師による治療が必要であり、かつ、自宅等での治療または通院による治療によっては治療の目的を達することができないため、病院または患者の収容施設を有する診療所に入り、常に医師または歯科医師の管理下において治療に専念することをいいます。
手術	別表第2「手術支払割合表」に規定するものをいいます。
他覚症状	神経学的検査、レントゲン検査または脳波検査等の結果、客観的、かつ、医学的に証明できる所見が認められる状態をいい、患者自身の自覚（疼痛等）は含みません。
生計を一にする	日々の消費生活において、各人の収入および支出の全部または一部を共同して計算することをいいます。ただし、同居であることを要しません。
共済契約者の収入により生計を維持していた	共済契約者の収入により、日常の消費生活の全部または一部を営んでおり、共済契約者の収入がなければ通常の生活水準を維持することが困難となるような関係が常態であった場合をいいます。
共済金額を制限する職業	別表第4「共済金額を制限する職業」に規定するものをいいます。
電磁的方法	電子情報処理組織を使用する方法その他情報通信の技術を利用する方法であって、消費生活協同組合法施行規則（昭和23年9月30日大蔵省・法務庁・厚生省・農林省令第1号）第53条（電磁的方法）第1項第1号にもとづくものをいいます。
反社会的勢力	暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない人を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。
契約者割りもどし金	個人長期生命共済事業規約にもとづき、毎事業年度の決算により、剰余金が生じた場合に、共済契約者に還元するものをいいます。
基本契約	共済契約のもっとも基本となる契約の部分で、特約を付帯する対象となっている主たる部分をいいます。
特約	基本契約とは別に共済金の支払いがあるように、基本契約に付帯することができるものをいいます。
特則	この契約規定の「Ⅰ 一般条項」に規定されている内容と異なる要件を共済契約に付帯することができるものをいいます。
更改	共済契約者が共済期間の途中で共済契約を解約すると同時に、被共済者を同じくする共済契約を新たに申込み、解約日の翌日を発効日とする共済契約を締結することをいいます。
悪化	疾病または傷害の症状について、入院および手術のいずれも不要程度であったものが、入院または手術を要する程度になることをいいます。入院および手術のいずれも不要程度の症状である疾病について、その疾病と医学上重要な関係にある疾病を発病し、その発病した新たな疾病の症状が、入院または手術を要する程度である場合についても同様です。

3. 共済契約者の範囲

共済契約者は、この会の会員である組合の組合員でなければなりません。

4. 被共済者の範囲

（1）被共済者となることのできる人は、共済契約の発効日または更新日において共済契約者との続柄が下記の範囲内にある人です。

- ① 共済契約者本人
- ② 共済契約者の配偶者（内縁関係にある人を含みます。ただし、共済契約者または内縁関係にある人に婚姻の届出をしている配偶者がいる場合を除きます。以下同じです。）
- ③ 共済契約者と生計を一にする、共済契約者の子、父母（継父母を含みます。以下、この項目において同じです。）、孫、兄弟姉妹および子の配偶者
- ④ 共済契約者と生計を一にする、共済契約者の配偶者の子、父母、孫、兄弟姉妹および子の配偶者

（2）（1）に規定する被共済者となることのできる年齢は、共済契約のタイプごとにつぎのとおりです。

- ① 共済契約の発効日において満40歳以上満71歳未満
- ② 共済契約の更新日において満76歳未満

（3）共済契約の発効日においてつぎの職業に従事している人は被共済者となることができません。

- ① 力士、拳闘家、プロレスラー、かるわど師その他これらに類する職業
- ② テストパイロット、テストドライバーその他これらに類する職業
- ③ その他この会が指定する職業

5. 共済金受取人

- (1) 共済金受取人は共済契約者です。
- (2) (1)の規定にかかわらず、被共済者と同一人である共済契約者が死亡した場合の死亡共済金受取人は、つぎの①から⑤のとおりとします。この場合において、共済金を受け取るべき人の順位は、つぎの①から⑤の順序により、②から⑤までの中にある場合は、それぞれの項目中の順序によります。
 - ① 共済契約者の配偶者
 - ② 共済契約者の死亡の当時、その収入により生計を維持していた共済契約者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹
 - ③ 共済契約者の死亡の当時、その収入により生計を維持していた共済契約者の配偶者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹
 - ④ ②に該当しない共済契約者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹
 - ⑤ ③に該当しない共済契約者の配偶者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹
- (3) (2)の場合において、同順位の死亡共済金受取人が2人以上あるときは、代表者1人を定めなければなりません。この場合において、その代表者は、他の死亡共済金受取人を代表します。
- (4) (1)および(2)の規定にかかわらず、共済契約者は、共済事故が発生するまでは、つぎの①から④のいずれかに該当する場合に限り、この会所定の書類により被共済者の同意およびこの会の承諾を得て、死亡共済金受取人を指定または変更することができます。なお、死亡共済金以外の共済金については、共済金受取人を指定または変更することができます。
 - ① (2)に規定する死亡共済金受取人の順位または順序を変えるとき
 - ② (2)の①から⑤に該当しない共済契約者の親族に指定または変更するとき
 - ③ この会が認める金融機関等の債権保全のとき
 - ④ その他特にこの会が認めるとき
- (5) (4)の規定により死亡共済金受取人の指定または変更がされている場合において、その後共済契約が更新または更改されたときは、共済金額を変更したときを含めて、引き続き同一の内容による死亡共済金受取人の指定または変更があったものとみなします。
- (6) (4)の書類がこの会に到達し、この会が承諾した場合には、死亡共済金受取人の指定または変更は、共済契約者が当該書類を発した時にその効力が生じたものとします。ただし、当該書類がこの会に到達する前に指定前または変更前の死亡共済金受取人に共済金を支払っていたときは、その支払い後に共済金の請求を受けても、この会は共済金を支払いません。
- (7) (4)および(5)の規定により指定または変更された死亡共済金受取人が死亡した場合で、その後新たな死亡共済金受取人が指定されない場合の死亡共済金受取人は、(1)および(2)に規定する順位および順序によります。

6. 指定代理請求人

- (1) 指定代理請求人は、共済契約者が受け取ることとなる共済金等を請求することができます。
- (2) 共済契約者は、この会所定の書類によりこの会の承諾を得て、指定代理請求人を指定し、または変更することができます。つぎの範囲から共済契約者の代理人となりうる人を1人に限り、指定してください。
 - ① 共済契約者の配偶者
 - ② 共済契約者の直系血族
 - ③ 共済契約者の兄弟姉妹
 - ④ 共済契約者と同居し、または共済契約者と生計を一にする共済契約者の3親等内の親族
- (3) この会は、(2)の規定により、指定代理請求人の指定または変更がされている場合において、その後共済契約が更新または更改されたときは、共済金額を変更したときを含めて、引き続き同一内容による指定代理請求人の指定または変更があったものとみなします。

7. 共済契約のタイプ

共済契約の申込みをしようとする人（以下「共済契約申込者」といいます。）は、共済契約締結の際、「基本タイプ」により契約します。また、このタイプはつぎに掲げる共済金を支払います。

- (1) 死亡共済金
- (2) 病氣入院共済金
- (3) 手術共済金
- (4) 災害入院共済金
- (5) 災害手術共済金

8. 共済契約の申込みと成立

- (1) 共済契約申込者は、共済契約申込書につぎの必要事項を記載し、被共済者になる人の同意を得て、署名または記名押印のうえ、この会に提出してください。
 - ① 共済契約または契約規定の種類
 - ② 基本契約共済金額
 - ③ 特約が付されたときは、その特約の名称、共済金額および特約に規定する必要な事項
 - ④ 共済期間
 - ⑤ 共済掛金額

- ⑥ 共済掛金の払込方法および払込場所
- ⑦ 共済契約者の氏名、生年月日、性別および住所
- ⑧ 被共済者の氏名、生年月日、性別および共済契約者との続柄
- ⑨ 申込日
- ⑩ その他この会が必要と認めた事項

- (2) (1)の場合には、共済契約申込者または被共済者になる人は、共済事故の発生の可能性に関係のある重要な事項のうち、この会が書面で行う被共済者の健康、職業ならびにこの共済契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約等（以下「他の契約等」といいます。）に関して告知を求めた事項（以下「質問事項」といいます。）について、この会の指定する書面により事実を正確に告げなければなりません。
- (3) 共済契約申込者は、(1)および(2)に規定するもののほか、この会が定める基準により、この会の指定する書類を提出しなければなりません。
- (4) この会は、共済契約の申込みがあったときは、提出された共済契約申込書の内容を、この会が定める基準により審査し、その申込みを承諾するか否かを決定し、その諾否を共済契約申込者に通知します。この会が共済契約の申込みを承諾したときの通知は、共済契約証書の交付により行います。
- (5) 共済契約者は、「V インターネット特則条項」に規定するインターネット特則を付帯することにより、書面の提出に代えて電磁的方法で共済契約の保金（「V インターネット特則条項」における「3. 共済契約の保金」に規定する事項をいいます。以下同じです。）の手続をすることができます（以下「インターネット扱」といいます。）。
- (6) 共済契約申込者または共済契約者（以下「共済契約者等」といいます。）は、第1回の共済掛金に相当する金額（以下「初回掛金」といいます。）を、共済契約申込みの日から1か月以内に、この会に払い込まなければなりません。
- (7) この会が共済契約の申込みを承諾したときは、共済契約はその申込みの日に成立したものとみなし、この会は、つぎのいずれかの日の午前零時から共済契約上の責任を負い、保障を開始します。
 - ① この会が初回掛金を受け取った日の翌日
 - ② ①の規定にかかわらず、この会が、共済契約申込書のうち質問事項に関する回答を受け取る前に初回掛金を受け取ったときは、質問事項に対する回答の受取日の翌日
 - ③ この会が②に認める場合であり、かつ、初回掛金を受け取ったときは、共済契約申込みの日の翌日以後の共済契約申込者が指定する任意の日
- (8) (7)に規定する日を共済契約の発効日とします。
- (9) (7)の③の規定により共済契約の発効日を指定した場合には、共済契約者等は、初回掛金を共済契約の発効日の前日までにこの会に払い込まなければなりません。
- (10) この会は、共済契約の申込みを承諾した場合には、初回掛金を共済契約の発効日において第1回の共済掛金として充当します。
- (11) この会は、共済契約の申込みを承諾しない場合において、初回掛金が払い込まれていたときは、遅滞なく初回掛金を共済契約申込者に返還します。

9. 共済契約の申込みの撤回等

- (1) 共済契約者等は、すでに申込みをした共済契約について、申込みの日を含めてその日から8営業日以内であれば、その申込みの撤回または解除（以下「申込みの撤回等」といいます。）をすることができます。
- (2) 共済契約の申込みの撤回等をするときは、共済契約者等は、書面につぎの必要事項および申込みの撤回等をする旨を明記し、署名押印のうえ、この会に提出しなければなりません。
 - ① 共済契約の種類
 - ② 申込日
 - ③ 共済契約者等の氏名および住所
 - ④ 被共済者の氏名
- (3) 共済契約の申込みの撤回等がされた場合には、当該共済契約は成立しなかったものとします。また、すでに初回掛金が払い込まれているときには、この会は、共済契約者等に初回掛金を返還します。

10. 共済期間

- (1) 共済期間は、共済契約の発効日または更新日から5年とします。ただし、更新後の共済契約の満了日時点の被共済者の年齢が満75歳をこえるときは、80歳から更新時点の満年齢を差し引いた年数を共済期間とすることができます。
- (2) 基本契約に付帯される特約の共済期間は、基本契約と同一とします。

11. 共済契約の更新

- (1) この会は、共済期間が満了する共済契約について、満了日までに共済契約者から共済契約を更新しない意思の表示または変更の申し出がされない場合には、共済期間の満了日の翌日（この日を「更新日」とします。）に更新します。
- (2) 更新後の共済契約の共済金額および共済期間は、更新前の共済契約の共済金額および共済期間と同一となります。ただし、共済期間については、更新後の共済契約の満了日時点の被共済者の年齢が満75歳をこえるときは、80歳から更新時点の満年齢を差し引いた年数を共済期間とします。
- (3) (1)の規定にかかわらず、つぎの①または②に該当する場合には共済契約の更新はできません。

- ① 更新日において、被共済者が「４．被共済者の範囲」に規定する被共済者の範囲外であるとき。
 - ② 共済期間の満了日の翌日を更新日とする引受緩和型更新プランの共済契約の締結を、この会が取り扱っていないとき。
- (4) 共済制度の目的に照らして、この会の共済契約者、被共済者または共済金受取人に対する信頼を損ない、この共済契約を更新することが適当でないと判断されるつぎの①から⑤までのいずれかに該当する事由があるときには、この会は、共済契約の更新を拒むことができます。
- ① 被共済者が医学的な観点からみて必要な治療を繰り返しているとき。
 - ② 被共済者が治療が必要となる程度の傷害をまたす外力が加わったことが判然としない事故を繰り返しているとき。
 - ③ 被共済者が事故によるものであることが判然としない治療を繰り返しているとき。
 - ④ 共済契約者、被共済者または死亡共済金受取人が、この会に対して共済金等（保険金その他のいかなる名称であるかを問わないものとします。）を支払わせることを目的として、共済事故を発生させ、または発生させようとしたとき。
 - ⑤ その他、この会の共済契約者、被共済者または共済金受取人に対する信頼を損なわせる①から④までのいずれかに相当する程度の事由があると認められるとき。
- (5) (1) の規定にかかわらず、この会は、つぎの場合には、それぞれに規定する内容への変更を行い、共済契約を更新します。
- ① 共済期間または共済掛金の払込方法を変更して更新することを約しているときは、あらかじめ約している共済期間または払込方法となります。
 - ② 契約規定に改正があったときは、更新日における改正後の契約規定にもとづく共済契約となります。
- (6) 共済契約者が、更新時において変更の申し出をする場合には、共済契約申込書につぎの必要事項を記載し、被共済者の同意を得て、署名または記名押印のうえ、共済契約が満了する日までにこの会に提出しなければなりません。
- ① 共済契約または契約規定の種類
 - ② 基本契約共済金額
 - ③ 特約が付されたときは、その特約の名称、共済金額および特約に規定する必要な事項
 - ④ 共済期間
 - ⑤ 共済掛金額
 - ⑥ 共済掛金の払込方法および払込場所
 - ⑦ 共済契約者の氏名、生年月日、性別および住所
 - ⑧ 被共済者の氏名、生年月日、性別および共済契約者との続柄
 - ⑨ 申込日
 - ⑩ その他この会が必要と認めた事項
- (7) (6) の場合にあっては、共済契約者または被共済者は、質問事項について、この会の指定する書面により事実を正確に告げなければなりません。
- (8) 共済契約者は、(6) および (7) に規定するもののほか、この会が定める基準により、この会が指定する書類を提出しなければなりません。
- (9) この会は、(6) の申し出を承諾したときには、その内容で更新し、承諾しないときには、変更の申し出はなかったものとみなします。
- (10) (1) から (9) までの規定にもとづき、この会が承諾した共済契約を、以下「更新契約」といい、更新日時点の満年齢により共済掛金額を計算します。
- (11) 更新契約の初回掛金は、更新日の前日までに、この会に払い込まなければなりません。ただし、この会は、更新契約の初回掛金の払込期日を、更新日の前日の属する月の末日とすることがあります。
- (12) この会は、更新契約の初回掛金の払込みについて、(11) に規定する初回掛金の払込期日から3か月間の払込猶予期間を設けます。
- (13) 地震、津波、噴火その他これらに類する天災により更新契約の初回掛金の払込みが一時困難であると、この会が認める場合には、この会は、(12) に規定する払込猶予期間を延長することがあります。
- (14) つぎのいずれかに該当する場合には、共済契約は更新されなかったものとします。
- ① 満了する共済契約に未払込共済掛金があったとき。
 - ② (11) および (12) に規定する払込猶予期間内に、更新契約の初回掛金の払込みがなかったとき。
- (15) この会は、(1) から (13) までの規定にもとづき共済契約の更新が行われた場合には、共済契約証書の交付により共済契約者に通知します。ただし、(3) または (4) により更新ができない場合および (9) にもとづきこの会が共済契約の変更を承諾しない場合には、満了する共済契約の満了日までに共済契約者に通知します。
- (16) 共済契約の更新時に共済金額（基本契約および各特約の共済金額すべてを含みます。）が増額された場合には、その増額された共済金額にかかる共済金のお支払いについては、更新日を起算日として「第3章 共済金の支払い」の規定を適用します。（「Ⅱ 満期共済金条項」においても同様です。）
- (17) 共済契約の更新時に共済金額（基本契約および各特約の共済金額すべてを含みます。）が減額された場合には、更新日以降の共済事故にかかる共済金は減額後の共済金額にもとづいてお支払い

します。

第2章 共済金額

1. 基本契約共済金額

- (1) このプランの基本契約にかかる共済金額（以下「基本契約共済金額」といいます。）は50万円、100万円、200万円、300万円のいずれかとし、被共済者1名につき300万円を限度とします。
- (2) このプランに加入することにより、別表第4「共済金額を制限する職業」の職業・状態ごとに定められた限度をこえる場合には、このプランに加入することはできません。また、更新時に共済金額を変更する場合において、別表第4「共済金額を制限する職業」の限度および満了した契約の基本契約共済金額をこえるときには、共済金額を変更して更新することはできません。

2. 疾病医療特約共済金額

- (1) このプランの疾病医療特約にかかる共済金額（以下「疾病医療特約共済金額」といいます。）は3,000円または5,000円のいずれかとし、被共済者1名につき5,000円を限度とします。
 - (2) このプランに加入することにより、つぎの①から③の限度のいずれかをこえる場合には、このプランに加入することはできません。また、更新時に共済金額を変更する場合において、つぎの①から③の限度のいずれかおよび満了した契約の疾病医療特約共済金額をこえるときには、共済金額を変更して更新することはできません。
- ① 発効日または更新日における被共済者の年齢が満60歳以下の場合には、下のアからサの共済契約の疾病医療特約共済金額または病気入院共済金日額を通算して、15,000円を限度とします。
 - ② 発効日または更新日における被共済者の年齢が満61歳以上の場合には、下のアからサの共済契約の疾病医療特約共済金額または病気入院共済金日額を通算して、10,000円を限度とします。
 - ③ 共済契約の申込みの当時、被共済者が別表第4「共済金額を制限する職業」に定める職業に従事している場合および重度障害の状態である場合は、下のアからサの共済契約の疾病医療特約共済金額または病気入院共済金日額を通算して、5,000円を限度とします。
- | | | |
|---|--|------------|
| ア | 総合医療共済 | (個人長期生命共済) |
| | (総合医療共済とは、2006年4月30日以前に発効または更新された契約をいいます。) | |
| イ | 定期医療プラン | (個人長期生命共済) |
| ウ | 定期介護プラン | (個人長期生命共済) |
| | (定期介護プランとは、2006年5月1日以後に発効または更新された契約をいいます。) | |
| エ | セット専用プラン | (個人長期生命共済) |
| オ | 定期医療総合5000 | (個人長期生命共済) |
| カ | 引受緩和型更新プラン | (個人長期生命共済) |
| キ | 終身医療プラン | (終身生命共済) |
| ク | 終身医療3000 | (終身生命共済) |
| ケ | 終身医療5000 | (終身生命共済) |
| コ | 終身医療追加2000 | (終身生命共済) |
| サ | 終身医療総合5000 | (終身生命共済) |

3. 災害医療特約共済金額

このプランの災害医療特約にかかる共済金額（以下「災害医療特約共済金額」といいます。）は、疾病医療特約共済金額と同額とします。

第3章 共済金の支払い

1. 重度障害共済金をすでに支払っていた場合について

基本契約の発効日または更新日前に、この会がすでに重度障害共済金（この会が実施する他の事業規約による重度障害共済金または生活支援共済金を含みます。）を支払っていた場合で、その支払いの原因となった傷病または障害を原因として、被共済者が死亡したときは、基本契約の「共済金等を支払う場合（支払事由）」に該当しても死亡共済金（※）を支払いません。

※ 満期共済金条項（累加死亡共済金）についても同様です。

2. 共済金の支払い

各共済金の支払いはつぎのとおりです。

- (1) 共済金の種類、支払事由、共済金の額および免責事由

共済金の種類	共済金等を支払う場合（支払事由）	共済金の額	支払事由に該当しても共済金等を支払わない場合（免責事由）
死亡共済金（基本契約）	被共済者が共済期間中に死亡したとき	基本契約共済金額	つぎのいずれかに該当したとき ①被共済者が基本契約の発効日または更新日から1年以内に自殺したとき ②被共済者の犯罪行為により死亡したとき ③共済金受取人が故意に被共済者を死亡させたとき。ただし、その人が共済金の一部の共済金受取人である場合は、その残額を他の共済金受取人に支払います。 ④共済契約者が故意に被共済者を死亡させたとき。（共済契約者と被共済者が同一人である場合を除きます。）
病氣入院共済金（疾病医療特約）	被共済者が共済期間中に、つぎの条件のすべてをみたす入院をしたとき ①疾病医療特約の発効日または更新日以後に発病した疾病の治療を目的とする入院 ②連続して5日以上となる入院	疾病医療特約共済金額×入院日数	つぎのいずれかに該当したとき ①共済契約者または被共済者の故意または重大な過失 ②被共済者の薬物依存によるときまたは薬物依存により生じた疾病 ③不慮の事故を直接の原因とする場合で、災害入院共済金および災害手術共済金の免責事由の①から⑦に該当するとき。 ④原因がいかなる場合でも、頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰・背骨で他覚症状のないもの
手術共済金（疾病医療特約）	被共済者が別表第2「手術支払割合表」に規定する手術を受け、つぎの条件のすべてをみたすとき ①疾病医療特約の発効日または更新日以後に発病した疾病の治療を直接の目的とする手術 ②共済期間中に受けた手術	疾病医療特約共済金額×10	
災害入院共済金（災害医療特約）	被共済者が共済期間中に、つぎの条件のすべてをみたす入院をしたとき ①共済期間中に発生した不慮の事故を直接の原因とする入院 ②事故の日からその日を含めて180日以内に開始した入院 ③連続して5日以上となる入院	災害医療特約共済金額×入院日数	つぎのいずれかに該当したとき ①共済契約者または共済金受取人の故意または重大な過失。ただし、その共済金受取人が共済金の一部の共済金受取人である場合は、その残額を他の共済金受取人に支払います。 ②被共済者の故意または重大な過失 ③被共済者の犯罪行為 ④被共済者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 ⑤被共済者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 ⑥被共済者の精神障害または泥酔 ⑦被共済者の疾病に起因して生じた事故によるとき ⑧原因がいかなる場合でも、頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰・背骨で他覚症状のないもの
災害手術共済金（災害医療特約）	被共済者が別表第2「手術支払割合表」に規定する手術を受け、つぎの条件のすべてをみたすとき ①共済期間中に発生した不慮の事故を直接の原因としてその事故の日からその日を含めて180日以内に受けた手術 ②共済期間中に受けた手術	災害医療特約共済金額×10	

【ご注意】

発効日または更新日前に発病した疾病について

発効日または更新日前に発病した疾病の治療を目的とする入院および手術については、その入院または手術がつぎのいずれかに該当する場合には、発効日または更新日以後に発病した疾病の治療を目的とするものとみなして扱います。

- 発効日または更新日からその日を含めて2年以上経過した後に、入院を開始したときまたは手術を受けたとき。
- 発効日または更新日前に発病した疾病の症状が悪化した場合で、共済期間中にその疾病の治療を目的とする入院を開始したときまたは手術を受けたとき。

1年以内に支払事由に該当した場合の共済金の支払いについて

被共済者が、発効日または更新日から1年以内の共済期間中に、死亡した場合または支払事由に該当する入院を開始した場合もしくは支払事由に該当する手術を受けた場合、この会が支払う共済金の額は（1）の表中の額もしくは「（2）病氣入院共済金について」の③または「（4）災害入院共済金について」の④および⑤で定められている額の100分の50の額となります。ただし、支払事由が入院の場合は、100分の50の額となるのは、発効日または更新日から1年以内の入院期間に対応する部分に限ります。

更新契約における発効日または更新日

更新契約の共済金の支払いにおいて、満了した共済契約の共済金額に相当する部分については、はじめてその共済金額により共済契約が締結されたときの発効日または更新日を起算日として、この章の規定を適用します。

病氣による支払事由とみなす場合

つぎのいずれかを原因とする入院または手術については、疾病の治療を目的とする入院または手術とみなします。

- この会が異常分娩と認めた分娩による入院または手術
- 共済期間中に発生した不慮の事故を直接の原因として、事故の日からその日を含めて180日経過後に開始した入院または手術。ただし、災害入院共済金または災害手術共済金が支払われる場合を除きます。
- 発効日または更新日前に発生した不慮の事故を直接の原因とする傷害の症状が悪化した場合で、共済期間中にその傷害の治療を目的とする入院を開始したときまたは手術を受けたとき
- 共済期間中に発生した不慮の事故以外の外因を原因とする傷害による入院または手術

転入院した場合

被共済者が転入院した場合で、その転入院について前入院から継続して入院していたとみなすべき事情のあるときは、継続した入院とみなします。

入院日数について

前表における入院日数は、医師または歯科医師が退院してもさしつかえないと認定したときは、入院した日からその認定の日までとします。

入院中に契約満了した場合の取扱いについて

病氣入院共済金および災害入院共済金の支払われる入院中に、共済期間の満了日をむかえ、その翌日において、被共済者が第1章「4. 被共済者の範囲」で定める範囲外である場合には、満了日から連続して入院する際は、この共済契約の共済期間中の入院とみなします。

【病氣による入院・手術等について】

（2）病氣入院共済金について

- 病氣入院共済金が支払われる入院日数は、1回の入院について180日を限度とします。また、全共済期間を通じて病氣入院共済金を支払う入院日数は、共済契約を更新または更改した場合を含め、通算して1,000日を限度とします。
- 被共済者が当初の入院を開始した場合に異なる疾病を併発していたとき、または当初の入院期間中に異なる疾病を併発したときには、当初の入院の直接の原因と同一の原因により連続して入院したものとみなして取り扱います。
- 被共済者が災害入院共済金が支払われる入院中に疾病の治療のための入院を開始した場合において、災害入院共済金が支払われる期間が終了したときは、病氣入院共済金として、つぎの金額を支払います。

$$\left(\begin{array}{c} \text{疾病医療特約} \\ \text{共済金額} \end{array} \right) \times \left(\begin{array}{c} \text{（災害入院共済金が支払われる）} \\ \text{期間が終了した日の翌日から} \\ \text{起算した入院日数} \end{array} \right)$$

- 被共済者が病氣入院共済金の支払事由に該当する入院をし、その退院日の翌日からその日を含めて180日以内に同一の原因（※）により入院したときは、これらの入院は、1回の入院とみなします。ただし、同一の原因による入院でも、病氣入院共済金が支払われた最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過して開始した入院については、新たな疾病による入院とします。
※ ④の「同一の原因」による入院には、病名を異にするものであっても、直接であるか間接であるかを問わず、この会が因果関係のある一連の疾病による入院と認めた場合を含みます。
- 被共済者の入院中に、疾病医療特約共済金額を減額して共済契約が更新された場合には、病氣入院共済金の支払額は各入院日における疾病医療特約共済金額により計算します。

（3）手術共済金について

- 被共済者が、手術共済金の支払事由に該当する2つ以上の手術を同時に受けた場合には、それらの手術のうちいずれか1つの手術について、手術共済金を支払います。
- ①の「2つ以上の手術を同時に受けた場合」とは、つぎのいずれかの場合をいいます。
ア 1回の手術（手術を開始してから終了するまでの一連の施術）の中で、複数種類の手術が行われたとき
イ 1日（同じ日）の内に複数回の手術が行われたとき

【不慮の事故による入院・手術等について】

（4）災害入院共済金について

- （1）に規定する災害入院共済金が支払われる入院のうち、更新後の共済期間中の入院についての災害入院共済金の額は、入院の直接の原因となった不慮の事故が発生した日の災害医療特約共済金額を限度として、各入院日における災害医療特約共済金額により計算します。
- 災害入院共済金が支払われる入院日数は、1回の入院について180日を限度とします。また、全共済期間を通じて災害入院共済金を支払う入院日数は、共済契約を更新または更改した場合を含め、通算して1,000日を限度とします。
- 被共済者が、災害入院共済金が支払われる入院をしたのちに、同一の不慮の事故を直接の原因として再入院した場合には、当該再入院が事故の日からその日を含めて180日以内に開始されたときに限り、1回の入院とみなします。
- 被共済者が災害入院共済金が支払われる入院の期間中に発生した異なる不慮の事故を直接

の原因として入院を開始した場合（以下、これらの入院を「一連の入院」といいます。）には、当初の入院が直接の原因となった不慮の事故について災害入院共済金を支払い、異なる不慮の事故による入院については災害入院共済金を支払いません。ただし、一連の入院期間中に当初の入院の災害入院共済金が支払われる期間が終了した場合には、異なる不慮の事故による入院について災害入院共済金としてつぎの金額を支払います。

$$\left(\begin{array}{c} \text{災害医療特約} \\ \text{共済金額} \end{array} \right) \times \left\{ \left(\begin{array}{c} \text{一連の入院の} \\ \text{入院日数} \end{array} \right) - \left(\begin{array}{c} \text{当初の入院の} \\ \text{入院日数} \end{array} \right) \right\}$$

- ⑤ 病気入院共済金が支払われる入院中に不慮の事故による入院を開始した場合には、災害入院共済金としてつぎの金額を支払います。この場合において、当初の入院と不慮の事故による入院との重複する期間については、病気入院共済金を支払いません。

$$\left(\begin{array}{c} \text{災害医療特約} \\ \text{共済金額} \end{array} \right) \times \left(\begin{array}{c} \text{不慮の事故により入院を} \\ \text{開始した日からその日を} \\ \text{含めた災害入院日数} \end{array} \right)$$

- ⑥ 事故の日からその日を含めて180日を経過したのちに開始した入院であっても、この会が定める場合には、事故の日からその日を含めて180日以内に開始した入院とみなします

(5) 災害手術共済金について

- ① 被共済者が、災害手術共済金の支払事由に該当する2つ以上の手術を同時に受けた場合には、それらの手術のうちいずれか1つの手術について、手術共済金を支払います。

- ② ①の「2つ以上の手術を同時に受けた場合」とは、つぎのいずれかの場合をいいます。

ア 1回の手術（手術を開始してから終了するまでの一連の施術）の中で、複数種類の手術が行われたとき

イ 1日（同じ日）の内に複数回の手術が行われたとき

- ③ (1) ならびに (5) の①および②で規定する災害手術共済金が支払われる手術が更新後の共済期間中に行われた場合の災害手術共済金の額は、手術の直接の原因となった不慮の事故が発生した日の災害医療特約共済金額を限度として、手術日における災害医療特約共済金額により計算します。

- ④ (1) の規定にかかわらず、事故の日からその日を含めて180日を経過したのちに受けた手術であっても、この会が定める場合には、事故の日からその日を含めて180日以内に受けた手術とみなします。

(6) 他の障害その他の影響がある場合

この会は、被共済者が不慮の事故により傷害をこうむり、災害医療特約の共済金を支払う場合において、傷害がつぎの理由により重大となったときは、別に定める基準により、その影響がなかった場合に相当する共済金の額を決定して支払います。

- ① すでに存在していた障害もしくは傷病の影響

- ② 当該事故ののちにその原因となった事故と関係なく発生した障害もしくは傷病の影響

- ③ 正当な理由がなく、被共済者が治療を行わなかったことまたは共済契約者もしくは共済金受取人が治療させなかったこと

(7) 地震、津波、噴火その他これらに類する天災の場合

戦争その他の非常な出来事によるほか、地震、津波、噴火その他これらに類する天災により、災害医療特約の共済金を支払うことができない場合には、この会は、総会の議決を経て災害医療特約の共済金の分割支払い、支払いの繰延べまたは削減をすることができます。

(8) 事故発生の通知義務

不慮の事故による共済事故が発生したことを知ったときは、共済契約者、被共済者または共済金受取人は、遅滞なく事故発生の状況および傷害の程度をこの会に通知してください。この通知が正当な理由なく遅滞したときまたは行われなかった場合には、この会は、共済契約者、被共済者または共済金受取人に損害賠償の請求をすることができるものと認められる額を差し引いて、共済金を支払うことができます。

第4章 共済金等の請求、支払時期および支払場所

1. 共済金等の請求、支払時期および支払場所

- (1) 共済金受取人は、被共済者について共済事故が発生したことを知ったときは、遅滞なく別表第3「各共済金等請求の提出書類」に規定する請求書類をこの会に提出して、共済金を請求してください。

- (2) この会は、共済金の請求を受け、必要と認めた場合には、共済契約者、被共済者または共済金受取人に対し、事実を確認すること、および、この会の指定する医師または歯科医師の診断を求めることができます。

- (3) この会は、共済金の請求を受けた場合には、必要な請求書類がすべてこの会に到着した日の翌日以後10営業日以内に、この会の指定した場所で、共済金を共済金受取人に支払います。

ただし、傷病の内容、事故発生の状況、事故の原因、共済金が支払われない事由の有無、共済

金を算出するための事実、共済契約の効力の有無その他この会が支払うべき共済金の額を確定するために必要な事項の調査（以下「必要な調査」といいます。）を要する場合において、この会に提出された書類だけではその確認ができないときは、必要な請求書類がすべてこの会に到着した日の翌日以後30日以内に、必要な調査を終えて、共済金を共済金受取人に支払います。

- (4) さらに、必要な調査のため特に日時を要する場合において、つぎの①から⑧のいずれかに該当するときには、その旨をこの会が共済金受取人に通知し、必要な請求書類がすべてこの会に到着した日の翌日以後、①から⑧に規定する期間内（複数に該当するときは、そのうち最長の期間）に共済金を共済金受取人に支払います。

①	災害救助法（昭和22年10月18日法律第118号）が適用された災害の被災地域において調査を行う必要があるとき	60日
②	医療機関、検査機関その他の専門機関による診断・鑑定・審査等の結果について照会を行う必要があるとき	90日
③	この会ならびに共済契約者、被共済者および共済金受取人以外の個人または機関に対して客観的事実、科学的知見または専門の見地からの意見もしくは判断を求めるための確認が必要なとき	
④	身体障害の内容およびその程度を確認するための医療機関による診断、身体障害の認定にかかる専門機関による審査等の結果について照会を行う必要があるとき	120日
⑤	弁護士法（昭和24年6月10日法律第205号）その他の法令にもとづく照会が必要なとき	180日
⑥	警察、検察、消防その他の公の機関による調査・捜査の結果について照会を行う必要があるとき	
⑦	日本国外で傷病が発生した等の事情により、日本国外において調査を行う必要があるとき	360日
⑧	災害対策基本法（昭和36年11月15日法律第223号）にもとづき設置された中央防災会議において専門調査会が設置された首都直下地震、東海地震、東南海・南海地震またはこれらと同規模の損害が発生するものと見込まれる広域災害が発生したとき	

- (5) この会が必要な調査を行うにあたり、つぎの①または②のいずれかに該当することにより、調査が遅延した期間については、(3) および (4) の期間に算入しないものとし、また、その調査が遅延した期間は共済金を支払いません。

- ① 共済契約者、被共済者または共済金受取人が正当な理由なく当該調査を妨げ、もしくはこれに応じなかったとき（必要な協力を行わなかった場合を含みます）。

- ② 共済契約者、被共済者または共済金受取人が(2) にいう事実の確認、医師または歯科医師の診断を妨げ、もしくはこれに応じなかったとき（必要な協力を行わなかった場合を含みます）。

- (6) この会は、共済掛金の返還の請求または返戻金もしくは契約者割りもどし金（以下「諸返戻金等」といいます。）の請求の原因となる事実が発生した日または必要な請求書類がすべてこの会に到着した日のいずれか遅い日の翌日以後30日以内に、この会の指定した場所で、共済契約者に支払います。

2. 指定代理請求人または代理請求人による共済金等の代理請求

- (1) 指定代理請求人が指定されている共済契約において、共済契約者が共済金等を請求できないつぎの①から③のいずれかの特別な事情がある場合には、指定代理請求人が別表第3「各共済金等請求の提出書類」に規定する書類を提出して、共済金等を請求することができます。

- ① 共済金等の請求を行う意思表示が困難であるときこの会が認めたとき。

- ② 治療上の都合により、この会が認める傷病名について告知を受けていないとき、または余命の告知を受けていないとき。

- ③ その他①および②に準じる状態であるときこの会が認めたとき。

- (2) (1) の共済金等の請求を行う場合、指定代理請求人は、請求時において第1章「6. 指定代理請求人」(2) に定める範囲内のいずれかの人であることを要します。

- (3) 共済契約者に共済金等を請求できない(1) に定める特別な事情があり、かつ、つぎの①から③のいずれかをみえず場合には、代理請求人が別表第3「各共済金等請求の提出書類」に規定する書類を提出して、この会の承諾を得て、共済金等を請求することができます。

- ① 指定代理請求人が共済金等請求時に第1章「6. 指定代理請求人」(2) に定める範囲外であるとき。

- ② 指定代理請求人が指定されていないとき（指定代理請求人の指定が撤回されている場合、または指定代理請求人が死亡している場合を含みます）。

- ③ 指定代理請求人に共済金等を請求できない特別な事情があるとき（なお、「特別な事情」とは、共済金等の請求を行う意思表示が困難であるときこの会が認めたときをいいます。以下、(4) において同じです。）。

- (4) (3) の共済金等の請求を行う場合、代理請求人は、請求時においてつぎの①または②のいずれかの人であることを要します。

- ① 共済契約者と同居し、または共済契約者と生計を一にする共済契約者の配偶者

- ② ①に規定する人がいない場合、または①に規定する人に共済金等を請求できない特別な事情がある場合には、共済契約者と同居し、または共済契約者と生計を一にする共済契約者の3親等内の親族
- (5) (1) から (4) までの規定にかかわらず、つぎの①から③のいずれかに該当する場合には、指定代理請求人または代理請求人は共済金等を請求することができます。
- ① 共済契約者の代理人に、共済金等の請求に関する代理権または同意権が付与されている登記があるとき。
- ② 指定代理請求人または代理請求人が、故意または重大な過失により、共済事故を生じさせたとき。
- ③ 指定代理請求人または代理請求人が、故意または重大な過失により、共済契約者を (1) の①または③の状態に該当させたとき。
- (6) この会は、(1) から (5) までの規定により共済金等を指定代理請求人または代理請求人に支払った場合には、その後重複して当該共済金等の請求を受けても、共済金等を支払いません。

第5章 共済掛金の払込み

1. 共済掛金の払込み

- (1) 共済掛金の払込方法は、月払とします。
- (2) 第2回以後の共済掛金は、月応当日の前日までに払い込まなければなりません。
- (3) (2) で払い込むべき共済掛金は、月応当日からその翌月応当日の前日までの期間 (以下「共済掛金期間」といいます。) に対応する共済掛金とします。
- (4) この会は、(2) の規定にかかわらず、第2回以後の共済掛金の払込みについて、月応当日の前日の属する月の末日 (以下「払込期日」といいます。) までとすることができます。
- (5) 払込期日を同一とする基本契約および各特約の共済掛金は、同時に払い込まなければなりません。
- (6) 共済掛金がその月応当日の前日までに払い込まれ、かつ、その日までに共済掛金の払込みを要しなくなった場合には、この会は、その払い込まれた共済掛金を共済契約者に返還します。

2. 共済掛金の払込場所

- (1) 共済掛金は、この会の事務所またはこの会の指定する場所に払い込まなければなりません。
- (2) 共済契約者等は、「Ⅲ 掛金口座振替特則条項」に規定する掛金口座振替特則を付帯することにより、当該共済契約の共済掛金をこの会の指定した金融機関等を通じて口座振替により払い込むこと (以下「口座振替扱」といいます。) ができます。
- (3) 共済契約者等は、「Ⅳ クレジットカード払特則条項」に規定するクレジットカード払特則を付帯することにより、当該共済契約の初回掛金、指定するクレジットカード発行会社 (以下「カード会社」といいます。) を通じて、当該カード会社の発行するクレジットカード (以下「クレジットカード」といいます。) により、払い込むこと (以下「クレジットカード扱」といいます。) ができます。

第6章 共済掛金払込みの猶予期間および共済契約の失効

1. 共済掛金の払込猶予期間

- (1) この会は、第2回以後の共済掛金の払込みについて、払込期日の翌日から3か月間の払込猶予期間を設けます。
- (2) 地震、津波、噴火その他これらに類する天災により第2回以後の共済掛金の払込みが一時期困難であると、この会が認める場合には、この会は、(1) に規定する払込猶予期間を延長することができます。

2. 共済契約の失効

共済掛金の払込猶予期間内に共済掛金が払い込まれない場合は、共済契約はつぎのときに効力を失い、共済契約は消滅します。この場合、この会はその旨を共済契約者に通知し、返戻金として解約返戻金相当額を共済契約者に払い戻します。

- (1) 発効日または更新日が月の1日である共済契約については、払込猶予期間の末日の翌日の午前零時
- (2) 発効日または更新日が月の1日でない共済契約については、払込猶予期間の末日の属する月の発効応当日の午前零時

3. 共済掛金払込猶予期間中の共済金の支払い

- (1) この会は、共済掛金の払込猶予期間中に共済事故が発生し、共済金の請求を受けた場合において、未払込共済掛金があるときは、共済金から未払込共済掛金の全額を差し引いて支払うこと (以下「共済金の差額支払い」といいます。) ができるものとします。
- (2) (1) の規定にかかわらず、未払込共済掛金の全額が共済金の額をこえているとき、または共済契約者の申し出により共済金の差額支払いを行わないときは、共済契約者は、未払込共済掛金の全額を払い込まなければなりません。なお、払込猶予期間中に未払込共済掛金の全額の払込みがされない場合は、この会は、共済金を支払いません。

第7章 共済契約の取消し、無効、解除および消滅

1. 詐欺等による共済契約の取消し

- (1) この会は、共済契約者、被共済者または共済金受取人の詐欺または強迫により、共済契約を締結した場合には、当該共済契約を取り消すことができます。
- (2) (1) の規定による取消しは、共済契約者に対する通知により行います。ただし、共済契約者の所在不明、死亡その他の理由で共済契約者に通知できない場合には、被共済者または死亡共済金受取人に対する通知により行うことができます。

2. 共済金の不法取得目的による無効

この会は、共済契約者が共済金を不法に取得する目的または他人に共済金を不法に取得させる目的をもって共済契約の締結をした場合には、その共済契約を無効とし、共済掛金を返還しません。また、すでに支払われた共済金および諸返戻金等の返還を請求します。

3. 共済契約の無効

- (1) つぎのいずれかに該当する場合には、共済契約は無効とします。
- ① 被共済者が共済契約の発効日にすでに死亡していたとき。
- ② 被共済者が共済契約の発効日または更新日において第1章「4. 被共済者の範囲」に規定する被共済者の範囲外であったとき。
- ③ 基本契約または特約の共済金額が、「第2章 共済金額」に規定する最高限度をこえていたときは、そのこえた部分の共済金額に対応する共済契約。
- ④ 共済契約の申込みに際し、被共済者の同意を得ていなかったとき。
- ⑤ 共済契約者の意思によらないで共済契約の申込みがされたとき。
- (2) この会は、(1) の場合において、当該共済契約にかかる共済掛金の全部または一部を共済契約者に返還します。
- (3) この会は、(1) の規定により、共済契約が無効であった場合には、すでに支払われた共済金および諸返戻金等の返還を請求します。

4. 共済契約の解約

- (1) 共済契約者は、いつでも将来に向かって共済契約を解約することができます。
- (2) 解約する場合には、別表第3「各共済金等請求の提出書類」に定める所定の書類に解約の日などの必要事項を記入し、第1章「8. 共済契約の申込みと成立」(1) に規定する申込み時の印 (以下「届出印」といいます。) を押して署名し、共済契約証書を添えて、この会に提出してください。
- (3) 解約の効力は、(2) の解約の日または (2) の書類がこの会に到達した日のいずれか遅い日の翌日の午前零時から生じます。

5. 債権者等による解約および共済金受取人による共済契約の存続

- (1) 差押債権者、破産管財人等の共済契約者以外で共済契約の解約をすることができる人 (以下「債権者等」といいます。) が共済契約を解約する場合には、この会が定める方法により書面にて行ってください。
- (2) 「4. 共済契約の解約」の規定にかかわらず、(1) の規定による解約は、解約の通知がこの会に到達した時から1か月を経過した日に効力が生じることとします。
- (3) (1) および (2) の解約が通知された場合でも、通知の時においてつぎの①および②を満たす共済金受取人は、共済契約者の同意を得て、(2) の期間が経過するまでの間に、当該解約の通知がこの会に到達した日に解約の効力が生じたとすればこの会が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ、この会にその旨を通知したときは、(1) および (2) の解約はその効力を生じないこととします。
- ① 共済契約者もしくは被共済者の親族または被共済者本人であること
- ② 共済契約者でないこと
- (4) (1) の解約の通知がこの会に到達した日以後、当該解約の効力が生じまたは (3) の規定により効力が生じなくなるまでに、死亡共済金の支払事由が生じ、この会が共済金を支払うべきときは、当該支払うべき金額の限度で、(3) に規定する金額を債権者等に支払います。この場合、当該支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、共済金受取人に支払います。

6. 重大事由による共済契約の解除

- (1) この会は、つぎの①から⑤のいずれかに該当するときは、将来に向かって共済契約を解除することができます。
- ① この共済契約にもとづく共済金の請求および受領に際し、共済金受取人が詐欺行為を行い、または行おうとしたとき。
- ② 共済契約者、被共済者または死亡共済金受取人が、この会に、この共済契約にもとづく共済金を支払わせることを目的として、共済事故を発生させ、または発生させようとしたとき。
- ③ 共済契約者、被共済者または死亡共済金受取人が、つぎのいずれかに該当するとき。
- ア 反社会的勢力に該当すると認められること。
- イ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
- ウ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること。
- エ 法人である場合において、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。

- オ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
- ④ この共済契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の契約等との重複により、被共済者にかかる共済金等（保険金その他のいかなる名称であるかを問わないものとし、）の合計額が著しく過大であり、共済制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあると認められるとき。
- ⑤ ①から④までのいずれかに該当するほか、この会の共済契約者、被共済者または共済金受取人に対する信頼を損ない、この共済契約の存続を困難とする重大な事由があるとき。
- (2) (1)の規定により共済契約を解除した場合においては、その解除が共済事故発生のものになされたときであっても、この会は、(1)の①から⑤に規定する事実が発生した時から解除された時までに発生した共済事故にかかる共済金（死亡共済金受取人が(1)の③のみに該当した場合で、その死亡共済金受取人が共済金の一部の受取人であるときは、共済金のうち、その受取人に支払われるべき共済金をいいます。以下、この項目において同じです。）を支払いません。また、すでに共済金を支払っていたときは、共済金の返還を請求することができます。
- (3) (1)の規定による解除は、共済契約者に対する通知により行います。ただし、共済契約者の所在不明、死亡その他の理由で共済契約者に通知できない場合には、被共済者または死亡共済金受取人に対する通知により行うことができます。

7. 告知義務違反による共済契約の解除

- (1) 共済契約者または被共済者が、共済契約締結または共済契約者からの申し出により共済契約を変更して更新（第1章「11. 共済契約の更新」（6）から（9）までの規定による更新）した当時（以下、この項目において「共済契約締結時」といいます。）、故意または重大な過失により、質問事項について事実を告げず、または事実でないことを告げた場合には、この会は、将来に向かって共済契約を解除することができます。
- (2) この会は、つぎの①から⑥のいずれかに該当する場合には、(1)の規定による共済契約を解除することができます。
- ① 共済契約締結時において、この会がその事実を知っていたとき、または過失により知らなかったとき。
- ② この会のために共済契約の締結の媒介を行うことができる人（この会のために共済契約の締結の代理を行うことができる人を除きます。以下「共済媒介者」といいます。）が、共済契約者または被共済者が事実を告げることを妨げたとき。
- ③ 共済媒介者が、共済契約者または被共済者に対し、事実を告げず、または事実でないことを告げることを勧めたとき。
- ④ 当該被共済者にかかる共済契約の発効日（更新時に契約内容の変更があった場合には更新日）から2年以内に共済事故が生じなかったとき。ただし、発効日または更新日前に原因が生じたことにより、共済金が支払われないときを除きます。
- ⑤ この会が解除の原因を知ったときから解除権を1か月間行使しなかったとき。
- ⑥ この会が共済契約の申込みの承諾を共済契約者等に通知してから5年を経過したとき。
- (3) (2)の②および③の規定は、共済媒介者の行為がなかったとしても共済契約者または被共済者が(1)の事実を告げず、または事実でないことを告げたとき認められる場合には、適用しません。
- (4) (1)の規定により共済契約を解除した場合において、その解除が共済事故発生のものになされたときであっても、この会は、解除された時までに発生した共済事故にかかる共済金を支払いません。また、すでに共済金を支払っていたときは、共済金の返還を請求することができます。ただし、共済契約者または共済金受取人が、被共済者の共済事故の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを証明した場合を除きます。
- (5) (1)の規定による解除は、共済契約者に対する通知によって行います。ただし、共済契約者の所在不明、死亡その他の理由で共済契約者に通知できない場合は、被共済者または死亡共済金受取人に対する通知により行うことができます。

8. 被共済者による共済契約の解除請求

- (1) 被共済者が共済契約者以外である場合において、つぎの①から④のいずれかに該当するときは、その被共済者は、共済契約者に対し共済契約（その被共済者にかかる部分に限ります。以下、この項目ならびに「12. 解約または解除の場合の返戻金の払戻し」において同じです。）を解除することを求めることができます。
- ① 共済契約者または共済金受取人に、「6. 重大事由による共済契約の解除」（1）の①または②のいずれかに該当する行為があったとき。
- ② 共済契約者または共済金受取人が、「6. 重大事由による共済契約の解除」（1）の③に該当するとき。
- ③ ①および②のほか、共済契約者または共済金受取人が、①および②の場合と同程度に被共済者のこれらの人に対する信頼を損ない、この共済契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたとき。
- ④ 共済契約者と被共済者との間の親族関係の終了その他この会が定める事由により、この共済契約の被共済者となることについて同意した事情に著しい変更があったとき。
- (2) 共済契約者は、(1)の①から④のいずれかに該当する場合において、被共済者から(1)に規定する解除請求があったときは、この会に対する通知により、共済契約を解除しなければなりません。
- (3) 被共済者は、(1)の①から④のいずれかに該当する場合で、かつ、共済契約者が解除請求に応

じないときは、この会の定める方法により、この会に対し共済契約を解除することを求めることができます。

- (4) この会は、「(3)に規定する解除請求を受けた場合は、将来に向かって共済契約を解除することができます。」
- (5) (4)の規定により共済契約が解除された場合には、この会は、共済契約者の住所にあてて、その旨を書面により通知します。

9. 共済契約の消滅

被共済者が、死亡した場合にはそのときをもって、当該被共済者にかかる共済契約は消滅します。

10. 基本契約および各特約の無効等における取扱い

- (1) 基本契約が無効、失効、解約、解除または消滅した場合は、同時に各特約および各特則も無効、失効、解約、解除または消滅します。
- (2) 各特約が無効、失効、解約、解除または消滅した場合は、同時に基本契約も無効、失効、解約、解除または消滅します。ただし、この会が特に認めた場合に限り、当該特約のみ無効、解除または消滅するものとして、取り扱うことができます。

11. 取消しの場合の共済掛金の返還および共済金等の取扱い

この会は、「1. 詐欺等による共済契約の取消し」の規定により、共済契約を取り消した場合に、共済掛金を返還しません。また、すでに支払われた共済金および諸返戻金等の返還を請求します。

12. 解約または解除の場合の返戻金の払戻し

- (1) この会は、「4. 共済契約の解約」「6. 重大事由による共済契約の解除」「7. 告知義務違反による共済契約の解除」または「8. 被共済者による共済契約の解除請求」の規定により共済契約が解約または解除された場合において、返戻金として解約返戻金相当額を共済契約者に払い戻します。
- (2) (1)の規定にかかわらず、この会は、「6. 重大事由による共済契約の解除」（1）の③に該当し共済契約を解除した場合において、「6. 重大事由による共済契約の解除」（2）の規定により共済金の一部の受取人に対して共済金を支払わないときは、返戻金として支払われない共済金に対応する部分の解約返戻金相当額を共済契約者に払い戻します。

13. 消滅の場合の返戻金の払戻し

- (1) この会は、「9. 共済契約の消滅」の規定により共済契約が消滅し、かつ、第3章「1. 重度障害共済金をすでに支払っていた場合について」または「2. 共済金の支払い」（1）の表中「死亡共済金（基本契約）」の支払事由に該当しても共済金等を支払わない場合（免責事由）（1）の①から③のいずれかに該当したことによって死亡共済金が支払われないときは、この会は、返戻金として当該共済契約の責任準備金相当額を共済契約者に払い戻し、第3章「2. 共済金の支払い」（1）の表中「死亡共済金（基本契約）」の支払事由に該当しても共済金等を支払わない場合（免責事由）（1）の④に該当したことによって死亡共済金を支払わないときは、この会は、返戻金として解約返戻金相当額を共済契約者に払い戻します。
- また、共済契約が消滅し、かつ、第3章「2. 共済金の支払い」（1）の表中「死亡共済金（基本契約）」の支払事由に該当しても共済金等を支払わない場合（免責事由）（1）の二つ以上に該当することによって、死亡共済金が支払われないときは、この会は、返戻金として解約返戻金相当額を共済契約者に払い戻します。
- (2) (1)の規定にかかわらず、共済契約が消滅した場合であっても、第3章「2. 共済金の支払い」（1）の表中「死亡共済金（基本契約）」の共済金等を支払う場合の規定により死亡共済金または重度障害共済金が支払われたときには、この会は、当該共済契約の未経過共済期間に対する共済掛金を共済契約者に返還しません。

14. 失効、解約、解除または消滅の場合の未払込共済掛金の精算

- (1) この会は、第6章「2. 共済契約の効力」ならびにこの章「4. 共済契約の解約」「6. 重大事由による共済契約の解除」「7. 告知義務違反による共済契約の解除」「8. 被共済者による共済契約の解除請求」「9. 共済契約の消滅」「12. 解約または解除の場合の返戻金の払戻し」または「13. 消滅の場合の返戻金の払戻し」の規定により共済契約が失効し、解約され、解除され、消滅し、かつ、返戻金として解約返戻金、解約返戻金相当額または責任準備金相当額を共済契約者に払い戻す場合において、当該共済契約について未払込共済掛金があるときは、その金額を解約返戻金、解約返戻金相当額または責任準備金相当額から差し引きます。
- (2) 共済契約が消滅し、かつ、共済金を共済契約者または死亡共済金受取人に支払う場合において、当該共済契約に未払込共済掛金があるときは、共済掛金の払込猶予期間中であっても、その金額を共済金から差し引きます。
- (3) (1)および(2)の場合において、この会が解約返戻金、解約返戻金相当額、責任準備金相当額または共済金とともに契約者割りもしくは金を支払うときは、これらの合計額から未払込共済掛金を差し引きます。

第8章 共済契約の変更

1. 共済契約による権利義務の承継

- (1) 共済契約者は、被共済者の同意およびこの会の承諾を得て、共済契約による権利義務を第三者に承継させることができます。ただし、この場合のあらたに共済契約者となるべき第三者は、承継の申し出の日において被共済者との関係が第1章「4. 被共済者の範囲」（1）に該当する人でなければなりません。

- (2) 共済契約者が死亡した場合には、被共済者がこの会の承諾を得て、共済契約による権利義務を承継することができます。
- (3) (2)において、被共済者が承継することが困難な場合（被共済者が承継する意思のないときおよび共済契約者になることができないときをいいます。）には、死亡した共済契約者の相続人が被共済者の同意およびこの会の承認を得て、共済契約による権利義務を承継することができます。
- (4) 共済契約者が死亡した場合において、(2)および(3)の規定による承継がなされなかったときは、死亡した共済契約者の相続人の同意、被共済者の同意およびこの会の承諾を得て、第三者が、共済契約による権利義務を承継することができます。
- (5) (3)の場合において、あらたな共済契約者となる相続人が2人以上あるときは、代表者1人を定めなければなりません。この場合において、その代表者は、他の相続人を代理します。
- (6) (5)の場合において、代表者が定まらない場合またはその所在が不明である場合には、この会が相続人の1人に対して行ったことは、他の相続人に対しても効力を生じます。
- (7) (3)の場合において、相続人が2人以上あるときには、各相続人は連帯してその共済契約の義務を負うものとします。
- (8) 共済契約者が死亡してから6か月以内に(2)から(4)までの規定による承継の手続がなされなかった場合には、その共済契約（更新された場合は更新後の共済契約）は、当該6か月を経過した日の午前零時に消滅します。この場合、この会は、相続人に解約返戻金相当額を支払います。
- (9) (1)から(4)までの規定により共済契約者になる人は、この会の会員である組合の組合員とならなければならない。

2. 生年月日および性別の誤りの取扱い

- (1) 共済契約申込書に記載された被共済者の生年月日に誤りがあった場合において、被共済者が第1章「4. 被共済者の範囲」に規定する被共済者の範囲外となるため当該共済契約が無効になるとき以外の場合は、この会は、共済契約者から提出されたこの会所定の書類に記入された正しい生年月日にもとづいて、共済掛金を訂正し、すでに払い込まれた共済掛金に過不足があるときは、その超過分を共済契約者に返還し、不足分は払い込んでいただきます。
- (2) 共済契約申込書に記載された被共済者の性別に誤りがあった場合は、この会は、共済契約者から提出されたこの会所定の書類に記入された正しい性別にもとづいて、共済掛金を訂正し、すでに払い込まれた共済掛金に過不足があるときは、その超過分を共済契約者に返還し、不足分は払い込んでいただきます。

3. 氏名または住所の変更

共済契約者は、つぎの事項について変更がある場合には、遅滞なくこの会の定める書式により、その旨をこの会に通知してください。

- (1) 共済契約者の氏名または住所
- (2) 被共済者の氏名
- (3) 死亡共済金受取人を指定している場合の死亡共済金受取人の氏名
- (4) 指定代理請求人を指定している場合の指定代理請求人の氏名

4. 共済契約関係者の続柄の異動

共済契約者は、共済期間中において、被共済者が第1章「4. 被共済者の範囲」(1)の②から④までに該当しなくなった場合には、その旨を遅滞なくこの会に通知してください。

第9章 契約者割りもどし金

1. 契約者割りもどし金

- (1) この会は、別に定める基準により、つぎのいずれかに該当する共済契約に対して、契約者割りもどし金を共済契約者に割当てます。なお、共済契約の締結に際して確定金額の割りもどしを約束するものではありません。
- ① 当該事業年度末に有効な共済契約
 - ② 当該事業年度中に満期をむかえた共済契約
- (2) この会は、(1)により割り当てられた契約者割りもどし金を、別に定める方法により利息を付けて据え置きます。
- (3) この会は、共済契約者から据え置かれた契約者割りもどし金の支払いの請求があったとき、または第6章「2. 共済契約の失効」ならびに第7章「4. 共済契約の解約」「6. 重大事由による共済契約の解除」「7. 告知義務違反による共済契約の解除」「8. 被共済者による共済契約の解除請求」および「9. 共済契約の消滅」の規定により共済契約が失効、解約、解除、消滅または満了したときは、この会の定める方法により据え置かれた契約者割りもどし金を共済契約者に支払います。
- (4) 据え置かれた契約者割りもどし金を共済期間中において請求する場合は、別表第3「各共済金等請求の提出書類」に定める所定の書類に必要事項を記入し、届出印を押して署名し、共済契約書を添えて、この会に提出して請求してください。

1. 契約年齢の計算

被共済者の契約年齢は、共済契約の発効日または更新日現在における満年齢で計算し、1年未満の端数については切り捨てます。

2. 期間の計算

- (1) この契約規定において、月または年をもって期間をいう場合には、期間の初日を算入します。
- (2) この契約規定において、月または年をもって期間をいう場合の期間の満了日は、この契約規定において、特に規定のあるときを除き、その起算の日の当該当日の前日とします。
- (3) 応当日において、該当する月に該当する日がない場合には、その月の末日を応当日とみなします。

3. 時効

- (1) この会は、共済金受取人が共済事故の発生した日の翌日から起算して、共済金の請求手続を3年間行わなかった場合には、共済金を支払う義務を免れます。
- (2) この会は、共済契約者が共済掛金の返還または諸返戻金等の請求の原因となる事実が発生した日の翌日から起算して、その請求手続を3年間行わなかった場合には、共済掛金を返還する義務または諸返戻金等を払い戻す義務を免れます。
- (3) 共済金受取人は、この会が共済金の返還の原因となる事実が発生した日の翌日から起算して、その請求手続を3年間行わなかった場合には、共済金返還の義務を免れます。
- (4) 共済契約者は、この会が共済掛金または諸返戻金等の返還の原因となる事実が発生した日の翌日から起算して、その請求手続を3年間行わなかった場合には、共済掛金または諸返戻金等を返還する義務を免れます。

4. 事業の休止または廃止

この会は、この共済事業の全部または一部を休止し、または廃止する場合には、その理由および当該事業の休止または廃止に伴う共済契約の処理方法について、あらかじめ、厚生労働大臣に届け出るものとします。

5. 戦争その他の非常な出来事の場合

この会は、戦争その他の非常な出来事により共済契約にかかる所定の共済金を支払うことができない場合には、総会の議決を経て共済金の分割支払い、支払いの繰延べまたは削減をすることができます。

6. 生死不明の場合

- (1) この会は、被共済者の生死が不明の場合において、つぎのいずれかに該当する場合は、被共済者が死亡したものとみなし、この会が認めた日において被共済者が死亡したものと取り扱います。

- ① 被共済者が失踪宣告をうけたとき
 - ② 船舶または航空機の危難およびその他の危難に遭った場合で、被共済者の生死が、危難の去った後、つぎの期間を経過してもわからないとき。ただし、つぎのそれぞれの期間が経過する前であっても、この会は、被共済者が死亡したものと認めたときは、死亡共済金または累加死亡共済金を支払うことができます。
- | | |
|--------------|-----|
| ア 航空機の危難の場合 | 30日 |
| イ 船舶の危難の場合 | 3か月 |
| ウ 上記以外の危難の場合 | 1年 |

- (2) (1)の規定により、この会が死亡共済金または累加死亡共済金を支払った後に被共済者の生存が判明した場合には、共済金受取人はすでに支払われたこれらの共済金をこの会に返還しなければならない。
- (3) (1)の規定により、共済金受取人が死亡共済金または累加死亡共済金を受け取る場合は、当該共済金受取人は、(2)の事項を記載した書類を、この会に提出してください。

7. 共済掛金額の変更

- (1) 共済掛金額は、この会が特に必要と認めた場合には、厚生労働大臣の認可を得て、将来に向かって変更することができます。ただし、この場合には、この会は、共済契約者にあらかじめその旨を通知します。
- (2) 共済契約者が共済掛金額の変更を承諾しないときは、(1)の規定により変更した共済掛金の払込期日の前日までに、その旨をこの会に通知してください。
- (3) (2)の通知があったときは、共済契約は、共済掛金の払込期日の前日に解約されたものとみなします。
- (4) (2)の通知がなされないまま、その共済掛金の払込期日を経過したときは、(1)の共済掛金額の変更を承諾したものとみなします。

8. 手術支払割合表の変更

- (1) この会は、別表第2「手術支払割合表」に掲げる手術の種類および支払倍率について、特に必要と認めた場合には、厚生労働大臣の認可を得て、将来に向かって変更することができます。ただし、この場合には、この会は共済契約者にあらかじめその旨を通知します。
- (2) 共済契約者が別表第2「手術支払割合表」の変更を承諾しないときは、(1)の規定により変更した「手術支払割合表」が適用される日の前日までに、その旨をこの会に通知してください。
- (3) (2)の通知があったときは、共済契約は、(1)の規定により変更した「手術支払割合表」が適用される日の前日をもって解約されたものとみなします。
- (4) (2)の通知がないまま、(1)の規定により変更した「手術支払割合表」が適用される日を経

過したときは、「手術支払割合表」の変更を承諾したものとみなします。

9. 管轄裁判所

この共済契約における共済金等の請求等に関する訴訟については、この会の主たる事務所の所在地または共済契約者あるいは共済金受取人の住所を管轄する日本国内にある地方裁判所をもって、合意による管轄裁判所とします。

10. 通知の方法

共済契約者等、被共済者または共済金受取人に対するこの会の通知は、つぎの住所に発すれば足りるものとします。

- (1) 共済契約の申込み、または更新のときに共済契約申込書に記載された住所
- (2) 第8章「3. 氏名または住所の変更」により通知があったときは、その住所

11. 定めのない事項の取扱い

この契約規定で規定していない事項については、日本国法令にしたがいします。

II 満期共済金条項

1. 満期共済金条項による共済金の支払い

- (1) このプランにおいて、満期共済金を付帯した場合には、「I 一般条項」における第3章「2. 共済金の支払い」の共済金に加えてつぎの共済金をお支払いします。

共済金の種類	共済金等を支払う場合(支払事由)	共済金の額	支払事由に該当しても共済金等を支払わない場合(免責事由)
満期共済金	被共済者が共済期間満了まで生存しているとき	満期共済金額	—
累加死亡共済金	被共済者が共済期間中に死亡したとき	満期共済金を支払うために、発効日(または更新日)から死亡日までに積み立てられた積立金の額	「I 一般条項」における第3章「2. 共済金の支払い」(1)の表中「死亡共済金(基本契約)」の支払事由に該当しても共済金を支払わない場合(免責事由)と同様です。

- (2) 「I 一般条項」における第3章「2. 共済金の支払い」(1)の表中「死亡共済金(基本契約)」の支払事由に該当しても共済金等を支払わない場合(免責事由)(1)の①から④までに該当した場合については、この累加死亡共済金についても、「I 一般条項」における第7章「13. 消滅の場合の返戻金の払戻し」と同様の取扱いとなります。

2. 満期共済金額

このプランの満期共済金額の限度は、基本契約共済金額と同額とします。

III 掛金口座振替特則条項

1. 掛金口座振替特則の適用

この特則は、共済掛金の払込みを口座振替扱とする場合に適用します。

2. 掛金口座振替特則の締結

- (1) この特則は、共済契約を締結する際または掛金払込期間中において、共済契約者等から申し出があったときに限り、この会の承諾を得て、付帯することができます。
- (2) この特則を付帯するには、つぎの条件のすべてをみたさなければなりません。
 - ① 共済契約者等の指定する口座(以下「指定口座」といいます。)が、この会と共済掛金の口座振替の取扱いを提携している金融機関等(以下「取扱金融機関等」といいます。)に設置されていること。
 - ② 共済契約者等が取扱金融機関等に対し、指定口座からこの会の口座へ共済掛金の口座振替を委託すること。

3. 口座振替による共済掛金の払込み

- (1) 初回掛金を口座振替扱いにより払い込む場合の初回掛金は、「I 一般条項」における第1章「8. 共済契約の申込みと成立」(6)の規定にかかわらず、この会が初回掛金をはじめて指定口座からこの会の口座に振り替えようとした日までに、指定口座から共済掛金相当額をこの会の口座に振り替えることにより払い込まれなければならない。この場合、指定口座から初回掛金の振替ができなかったときは、当該共済契約の申込みはなかったものとして取り扱います。
- (2) 第2回以後の共済掛金は、「I 一般条項」における第5章「1. 共済掛金の払込み」(2)および(4)の規定にかかわらず、払込期日の属する月中のこの会の定めた日(以下「振替日」といいます。ただし、この日が取扱金融機関等の休業日に該当する場合は翌営業日を振替日とします。)に、指定口座から共済掛金相当額をこの会の口座に振り替えることにより払い込まれなければならない。
- (3) (1)および(2)の場合において、指定口座から引き落としがなされたときに、共済掛金の払込みがあったものとします。
- (4) 同一の指定口座から2件以上の共済契約(この会の実施する他の共済事業による共済契約を含みます。)の共済掛金を振り替える場合には、この会は、これらの共済契約にかかる共済掛金を合算した金額を振り替えるものとし、共済契約者は、この会に対して、これらの共済契約のう

ちの一部の共済契約にかかる共済掛金の振替を指定できません。

- (5) 共済契約者は、あらかじめ共済掛金相当額を指定口座に預け入れておかねばなりません。
- (6) この特則により払い込まれた共済掛金については、共済掛金領収証の発行を省略します。

4. 口座振替不能の場合の扱い

- (1) 振替日における指定口座の残高が払い込むべき共済掛金の金額にみたなかったため、第2回以後の共済掛金の払込みができなかった場合において、2回分以上の未払込共済掛金があったときは、その未払込共済掛金の全額の口座振替を行うものとします。
- (2) (1)の規定による口座振替が不能のときは、共済契約者は、共済掛金の払込猶予期間の満了する日までに、未払込共済掛金の全額をこの会またはこの会の指定した場所に払い込まなければならない。

5. 指定口座の変更等

- (1) 共済契約者は、指定口座を同一の取扱金融機関等の他の口座に変更することができます。また、指定口座を設置している取扱金融機関等を他の取扱金融機関等に変更することができます。この場合、共済契約者は、あらかじめその旨をこの会および当該取扱金融機関等に申し出なければならない。
- (2) 共済契約者が口座振替扱いによる共済掛金の払込みを停止する場合には、あらかじめその旨をこの会および当該取扱金融機関等に申し出て、他の共済掛金の払込方法に変更しなければならない。
- (3) 取扱金融機関等が共済掛金の口座振替の取扱いを停止した場合には、この会は、その旨を共済契約者に通知します。この場合、共済契約者は指定口座を他の取扱金融機関等に変更しなければならない。

6. 掛金口座振替特則の消滅

つぎの(1)から(3)のいずれかに該当する場合には、この特則は消滅します。

- (1) 「2. 掛金口座振替特則の締結」(2)に規定する条件に該当しなくなったとき。
- (2) 共済契約者が「7. 振替日の変更」の規定による振替日の変更を承諾しないとき。
- (3) 共済契約者が口座振替扱いによる共済掛金の払込みを停止したとき。

7. 振替日の変更

この会または取扱金融機関等の事情により、この会は、将来に向かって振替日を変更することがあります。この場合、この会は、その旨をあらかじめ共済契約者に通知します。

IV クレジットカード払特則条項

1. クレジットカード払特則の適用

この特則は、初回掛金の払込みをクレジットカード払扱とする場合に適用します。

2. クレジットカード払特則の締結

- (1) この特則は、共済契約を締結する際に、共済契約者等から申し出があったときに限り、この会の承諾を得て、付帯することができます。
- (2) この特則を付帯するには、当該共済契約者とカード会社が会員規約等によりクレジットカードの使用を認めた人が同一でなければならない。

3. 共済掛金の受領

- (1) 初回掛金をクレジットカードにより払い込む場合において、この会が、カード会社へ当該クレジットカードの有効性および利用限度額内であること等を確認し(以下、「有効性等の確認」といいます。)、クレジットカードによる支払いを承諾したときには、承諾した日をこの会が初回掛金を受け取った日とみなします。
- (2) (1)の場合において、カード会社へ当該クレジットカードの有効性等の確認を行い、この会がクレジットカードによる支払いを承諾した日から、8営業日以内にこの会に「I 一般条項」における第1章「8. 共済契約の申込みと成立」に規定する共済契約申込書が提出されないときには、当該共済契約について申込みがなかったものとします。
- (3) この会が、カード会社へ当該クレジットカードの有効性等の確認を行った後でも、つぎの①および②のいずれにも該当する場合には、当該共済掛金を受け取ったものとはみなしません。
 - ① この会がカード会社から共済掛金相当額を領収できないとき。ただし、共済契約者等がクレジットカードを使用し、カード会社に共済掛金相当額をすでに支払っている場合を除きます。
 - ② 共済契約者等がカード会社に共済掛金相当額を支払っていないとき。
- (4) この特則により払い込まれた共済掛金については、共済掛金領収証の発行を省略します。

4. クレジットカード扱における返戻金等の払戻方法

「3. 共済掛金の受領」(1)において、この会が受け取った共済掛金にかかる共済契約について、「I 一般条項」における第7章「3. 共済契約の無効」「4. 共済契約の解約」「6. 重大事由による共済契約の解除」「7. 告知義務違反による共済契約の解除」「8. 被共済者による共済契約の解除請求」または「9. 共済契約の消滅」の規定により共済契約が無効、解約、解除または消滅となった場合で、共済掛金の返還または払戻しが生じる場合には、この会は、カード会社から共済掛金相当額が領収された後に共済契約者に返還し、または払い戻します。

V インターネット特則事項

1. インターネット特則の適用
この特則は、インターネット扱による共済契約の保全を実施する場合に適用します。
2. インターネット特則の締結
(1) この特則は、共済期間の中途において、共済契約者から申し出があったときに限り、この会の承諾を得て、その申し出のつど、付帯することができます。
(2) 共済契約者は、この特則を付帯するにあたっては、この会が定める基準をみたさなければなりません。
3. 共済契約の保全
(1) 共済契約者は、つぎに掲げる事項については、この会所定の書類またはこの会が定める書式に代えて、電磁的方法によりこの会に通知することができます。
① 「Ⅰ 一般条項」における第8章「3. 氏名または住所の変更」に規定する事項中、(1)に規定する住所の変更
② 「Ⅲ 掛金口座振替特則条項」における「5. 指定口座の変更等」(1)に規定する指定口座の変更
③ その他この会が認めた事項
(2) (1) に規定する共済契約の保全手続は、つぎの①および②のとおりです。
① 共済契約者は、この会がインターネットを媒介として提示した契約情報画面等に(1)の①から③までに規定する通知事項を入力し、この会に送信します。
② この会は①で入力された事項の受信をもって、共済契約者から通知があったものとみなします。この場合、この会は入力された事項の受信を確認したうえで、通知を受け付けた旨を電磁的方法で共済契約者に通知します。
4. 電磁的方法
この特則に規定するもののほか、電磁的方法の実施のための手続について、必要な事項は、別に定める基準によります。
5. 重複の回避
インターネット扱による当該の共済契約の保全の手続を使用することが「Ⅰ 一般条項」による共済契約の保全の手続と重複するときは、この特則条項の規定を適用します。
6. インターネット特則の消滅
つぎの①または②の場合には、この特則は消滅します。
① 共済契約者からの申し出に応じて、この特則に規定する当該の共済契約の保全の手続を終了したとき。
② 電磁的方法が不可能なとき。

累加死亡共済金表

経過期間別の累加死亡共済金（満期金10万円あたりの単価）

満期金が付帯されている場合の累加死亡共済金の額は、経過期間によって次のようになります。
この表以外の共済期間、経過期間については全労済にお問い合わせください。

共済期間を5年とする分割払契約	
経過年数	累加死亡共済金
1	19,409
2	39,109
3	59,105
4	79,400
5	100,000

不慮の事故等の定義とその範囲

1 不慮の事故の定義

不慮の事故とは、「急激かつ偶然な外因による事故」をいいます。ただし、疾病または体質的な要因を有する被共済者が軽微な外因により発症し、またはその症状が増悪したときを除きます。

- (1) 急激とは、事故から傷害の発生までの経過が直接的で時間的間隔のないことをいい、慢性、反復性または持続性が認められるものは含みません。
- (2) 偶然とは、事故の発生または事故による傷害の発生が被共済者にとって予見できないことをいいます。
- (3) 外因とは、事故および事故の原因が被共済者の身体の外側から作用することをいいます。

2 外因による事故の範囲

昭和53年12月15日行政管理庁告示第73号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、「厚生省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要、昭和54年版」によるものとします。

分 類 項 目	基本分類コード
1. 鉄道事故	E 800～E 807
2. 自動車交通事故	E 810～E 819
3. 自動車非交通事故	E 820～E 825
4. その他の道路交通機関事故	E 826～E 829
5. 水上交通機関事故	E 830～E 838
6. 航空機および宇宙交通機関事故	E 840～E 845
7. 他に分類されない交通機関事故	E 846～E 848
8. 医薬品および生物学的製剤による不慮の中毒 ただし、外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎などは含まれない。また、疾病の診断、治療を目的としたものは除外する。	E 850～E 858
9. その他の固体、液体、ガスおよび蒸気による不慮の中毒 ただし、洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎ならびにサルモネラ性食中毒、細菌性食中毒（ブドウ球菌性、ボツリヌス菌性、その他および詳細不明の細菌性食中毒）およびアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎、大腸炎は含まれない。	E 860～E 869
10. 外科的および内科的診療上の患者事故 ただし、疾病の診断、治療を目的としたものは除外する。	E 870～E 876
11. 患者の異常反応あるいは後発合併症を生じた外科的および内科的処置で処置時事故の記載のないもの ただし、疾病の診断、治療を目的としたものは除外する。	E 878～E 879
12. 不慮の墜落	E 880～E 888
13. 火災および火焰による不慮の事故	E 890～E 899
14. 自然および環境要因による不慮の事故 ただし、「過度の高温（E 900）中の気象条件によるもの」、「高圧、低圧および気圧の変化（E 902）」、「旅行および身体動揺（E 903）」および「飢餓、渴、不良環境曝露および放置（E 904）中の飢餓、渴」は除外する。	E 900～E 909
15. 溺水、窒息および異物による不慮の事故 ただし、疾病による呼吸障害、嚥下障害、精神神経障害の状態にある者の「食物の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息（E 911）」、「その他の物体の吸入または嚥下による気道の閉塞または窒息（E 912）」は除外する。	E 910～E 915
16. その他の不慮の事故 ただし、「努力過度および激しい運動（E 927）中の過度の肉体行使、レクリエーション、その他の活動における過度の運動」および「その他および詳細不明の環境的原因および不慮の事故（E 928）中の無重力環境への長期滞在、騒音暴露、振動」は除外する。	E 916～E 928

17. 医薬品および生物学的製剤の治療上使用による有害作用 ただし、外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎などは含まれない。また、疾病の診断、治療を目的としたものは除外する。	E 930～E 949
18. 他殺および他人の加害による損傷	E 960～E 969
19. 法的介入 ただし、「処刑（E 978）」は除外する。	E 970～E 978
20. 戦争行為による損傷	E 990～E 999
21. その他この会が特に認めた場合	

手術支払割合表

1 定 義

- (1)「手術」とは、器械、器具を用いて、生体に切断、摘除などの操作を加えることをいい、表中の手術番号 1 から94に該当するものをいいます。ドレーナージ、穿刺および神経ブロックは除きます。
- (2)「治療を直接の目的とする手術」とは、治療のための手術をいい、たとえば、美容整形上の手術、疾病を直接の原因としない不妊手術、診断・検査（生検、腹腔鏡検査など）のための手術などは該当しません。

2 適用方法

- (1) 1 の手術を受けた場合で、表中の手術の種類の数以上に該当したときはそれらのうちもっとも支払割合の高いいずれか 1 種類の手術に該当したものとします。ただし、その 1 の手術がつぎの手術であるときは、つぎの手術にのみ該当したものとします。
- ア「血管塞栓術（施術の開始日からその日を含めて60日の間に 1 回の支払いを限度とする。）」
- イ「動静脈内埋込型カテーテル設置術」
- ウ「レーザー・冷凍凝固による眼球手術（施術の開始日からその日を含めて60日の間に 1 回の支払いを限度とする。視力矯正術を除く。）」
- エ「悪性新生物温熱療法（施術の開始日からその日を含めて60日の間に 1 回の支払いを限度とする。）」
- オ「衝撃波による体内結石破砕術（施術の開始日からその日を含めて60日の間に 1 回の支払いを限度とする。）」
- カ「体表の切開を伴わない内視鏡による脳・喉頭・胸腹部臓器の手術（検査・処置を除く。施術の開始日からその日を含めて60日の間に 1 回の支払いを限度とする。）」
- キ「新生物根治放射線照射（50グレイ（5,000ラド）以上放射で、施術の開始日からその日を含めて60日の間に 1 回の支払いを限度とする。）」
- (2) 所期の目的を達するまでに行う一連の治療において、表中の同じ種類の手術を複数回受けた場合は、施術の開始日からその日を含めて60日の間に1回の支払いを限度とします。

手術番号および手術の種類	支払倍率
§ 皮膚・乳房の手術	
1. 植皮術（25cm ² 未満は除く。）	2 0
2. 四肢軟部腫瘍摘出術	1 0
3. 乳腺腫瘍摘出術	1 0
4. 乳房切断術	2 0
§ 筋骨の手術（抜釘術は除く。）	
5. 骨移植術	1 0
6. 骨髄炎・骨結核手術（膿瘍の単なる切開は除く。）	1 0
7. 頭蓋骨親血手術	2 0
8. 鼻骨親血手術	1 0
9. 上顎骨・下顎骨親血手術（歯・歯周組織の処置に伴うもの、慢性副鼻腔炎手術を除く。）	2 0
10. 脊椎・骨盤親血手術	2 0
11. 鎖骨・肩甲骨・胸骨・肋骨親血手術	1 0
12. 四肢切断術	2 0
13. 切断四肢再接合術	2 0
14. 四肢骨・四肢関節親血手術	1 0
15. 腱・靱帯親血手術	1 0
§ 呼吸器・胸部の手術	
16. 慢性副鼻腔炎根本手術	1 0
17. 喉頭切開術	1 0
18. 気管・気管支・肺・胸膜手術（開頭・開胸を伴うもの。）	2 0
19. 胸郭形成術	2 0

20. 縦隔腫瘍摘出術	4 0
§ 循環器の手術	
21. 体内用ペースメーカー埋込術（電池・リード・ジェネレーター交換を除く。）	2 0
22. 体内用ペースメーカー交換術（電池交換を含む。）	1 0
23. 血管形成術（血液透析用外シャント形成術を除く。）	2 0
24. 血管塞栓術（施術の開始日からその日を含めて60日の間に 1 回の支払いを限度とする。）	1 0
25. 動静脈内埋込型カテーテル設置術	1 0
26. 大動脈・大静脈・肺動脈・冠動脈手術（開胸・開腹術を伴うもの）	4 0
27. 直視下心臓内手術	4 0
28. 心膜切開・縫合術	2 0
§ 脾・リンパ節の手術	
29. 脾摘除術	2 0
§ 消化器の手術	
30. 耳下腺腫瘍摘出術	2 0
31. 顎下腺・舌下腺腫瘍摘出術	1 0
32. 食道離断術	4 0
33. 腹膜炎手術	2 0
34. 胃切除術	4 0
35. その他の胃・食道手術（開頭・開胸・開腹を伴うもの。）	2 0
36. ヘルニア根本手術	1 0
37. 局限性腹腔膿瘍手術	1 0
38. 虫垂切除術・盲腸縫縮術	1 0
39. 直腸脱根本手術	2 0
40. その他の腸・腸間膜手術（開腹術を伴うもの。）	2 0
41. 痔瘻・脱肛・痔核根本手術（根治を目的としたもので、処置・単なる痔核のみの手術は除く。）	1 0
42. 肝移植手術（受容者に限る。）	4 0
43. 肝臓・胆嚢・胆道・脾臓手術	2 0
§ 尿・性器の手術	
44. 腎臓・腎盂手術	2 0
45. 腎移植手術（受容者に限る。）	4 0
46. 尿管・膀胱手術	2 0
47. 膀胱周囲膿瘍切開術	1 0
48. 尿道狭窄手術	2 0
49. 陰茎切断術	4 0
50. 辜丸・副辜丸・精管・精索・精囊・前立腺手術	2 0
51. 陰嚢水腫根本手術	1 0
52. 子宮全摘除術	4 0
53. 帝王切開娩出術	2 0
54. 子宮外妊娠手術	2 0
55. 膣脱手術	1 0
56. その他の子宮手術（子宮頸管手術・人工妊娠中絶術を除く。）	2 0
57. 卵巣・卵管手術	2 0
§ 内分泌器の手術	
58. 下垂体腫瘍摘除術	4 0
59. 甲状腺手術	2 0
60. 副腎手術	2 0
§ 神経の手術	
61. 神経親血手術	2 0
62. 頭蓋内手術	4 0

63. 脊髄硬膜内外手術	2 0
64. 脊髄腫瘍摘出術	4 0
§ 感覚器・視器の手術	
65. 視血的前房・虹彩・硝子体内・眼窩内異物除去手術	1 0
66. 緑内障手術	1 0
67. 硝子体莖頭微鏡下離断術	2 0
68. 線維柱帯頭微鏡下切開術	2 0
69. 白内障・水晶体視血手術	2 0
70. 硝子体視血手術	1 0
71. 網膜剥離症手術	2 0
72. レーザー・冷凍凝固による眼球手術（施術の開始日からその日を含めて60日の間に1回の支払いを限度とする。視力矯正術を除く。）	1 0
73. 眼筋移植術	1 0
74. 眼球摘除術・組織充填術	2 0
75. 眼窩腫瘍摘出術	2 0
76. 眼瞼下垂症手術	1 0
77. 結膜囊形成術	1 0
78. 角膜移植術	2 0
79. 涙小管形成術	1 0
80. 涙囊鼻腔吻合術	1 0
§ 感覚器・聴器の手術	
81. 視血の鼓膜・鼓室形成術	2 0
82. 乳様洞削開術	1 0
83. 中耳根本手術	2 0
84. 内耳視血手術	2 0
85. 聴神経腫瘍摘出術	4 0
§ 悪性新生物の手術	
86. 悪性新生物根治手術	4 0
87. 悪性新生物温熱療法（施術の開始日からその日を含めて60日の間に1回の支払いを限度とする。）	1 0
88. その他の悪性新生物手術	2 0
§ 上記以外の手術	
89. 上記以外の開頭術	2 0
90. 上記以外の開胸術	2 0
91. 上記以外の開腹術	1 0
92. 衝撃波による体内結石破砕術（施術の開始日からその日を含めて60日の間に1回の支払いを限度とする。）	2 0
93. 体表の切開を伴わない内視鏡による脳・喉頭・胸部臓器手術（検査・処置を除く。施術の開始日からその日を含めて60日の間に1回の支払いを限度とする。）	1 0
§ 新生物根治放射線照射	
94. 新生物根治放射線照射（50グレイ（5,000ラド）以上照射で、施術の開始日からその日を含めて60日の間に1回の支払いを限度とする。）	1 0

別表第 3

各共済金等請求の提出書類

- 1 各共済金等請求の提出書類はつぎのとおりです。
- 印のある書類を提出してください。

【各共済金等請求の提出書類】

提出書類	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)
共済金の種類	共済契約証書	共済金請求書	解約返戻金請求書または その他の返戻金請求書	死亡診断書（死体検案書） 後遺障害診断書	入院・通院の診断書 する医師の診断書	不慮の事故等である証明書	戸籍謄本・戸籍全部事項証明書	被共済者および共済金受取人の 印鑑証明書	共済金受取人の印鑑証明書 （届出印のないとき）	共済契約者の印鑑証明書	費用を支払ったことを示す 領収書	最終の掛金払込みを証明 するもの	その他の必要書類
死亡共済金	○	○		○				○	○			○	○
重度障害共済金	○	○			○				○			○	○
災害死亡共済金	○	○		○			○	○	○			○	○
障害共済金	○	○			○		○		○			○	○
満期共済金	○	○						○	○			○	○
病氣入院共済金													
長期入院見舞金													
入院前通院共済金	○	○				○			○			○	○
退院後通院共済金													
手術共済金													
先進医療費用共済金	○	○			○				○		○	○	○
災害入院共済金													
災害長期入院見舞金													
入院前災害通院共済金	○	○				○	○		○			○	○
退院後災害通院共済金													
災害手術共済金													
災害先進医療費用共済金	○	○				○	○		○		○	○	○
三大疾病入院共済金													
三大疾病退院共済金													
三大疾病手術共済金	○	○				○			○			○	○
女性がん入院共済金													
女性疾病入院共済金													
女性疾病退院共済金													
解約返戻金等	○		○							○		○	○

提出書類		(14)	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)
共済金の種類		共済契約証書	共済金請求書	この会所定の診断書	公的介護保険制度の要介護認定等を証明する書類	印鑑証明書	その他の必要書類
リビングニーズ共済金 各ホスピスケア共済金 各診断共済金		○	○	○		○	○
介護共済金（注）	基準日	○	○	○	※	○	○
	基準日後			△	※		○
介護初期費用共済金		○	○	○	※	○	○

- △ 公的介護保険制度の要介護認定等を証明する書類があれば、提出は不要です。
- ※ 公的介護保険制度の要介護認定等を証明する書類があれば、提出してください。
- (注) 介護共済金の支払期間中に共済金受取人が変更された場合は、基準日における請求に準じて、共済金請求書、印鑑証明書、その他必要書類を提出していただきます。
- 2 指定代理請求人または代理請求人による共済金等の代理請求の場合には、【各共済金等請求の提出書類】に規定する提出書類に加えて、つぎの書類を提出してください。
- (1) 共済契約者の戸籍謄本（戸籍全部事項証明書）
- (2) 指定代理請求人または代理請求人の戸籍謄本（戸籍全部事項証明書）
- (3) 指定代理請求人または代理請求人の印鑑証明書
- (4) 指定代理請求人または代理請求人の住民票の写し（世帯全員のもの）
- (5) 共済契約者または指定代理請求人が共済金等を請求できない特別な事情があることを証明する書類
- (6) その他の必要書類
- 3 この会は、各共済金等請求および代理請求の提出書類の一部の省略を認めることができます。
- 4 【各共済金等請求の提出書類】の(4)、(5)、(6)、および(16)に規定する「診断書」とは、この会が定める書式によるものに限ります。
- 5 施術所に入所または通所した場合の提出書類は、それぞれつぎの(1)または(2)に規定する書類を医師の診断書に代えることができます。
- (1) 入所したとき
柔道整復師の施術証明書および医師の同意書
- (2) 通所したとき
柔道整復師の施術証明書
- 6 【各共済金等請求の提出書類】の(7)に規定する「不慮の事故等である証明書」とは、つぎの(1)から(6)に規定するものをいいます。

(1)	交通事故による場合	自動車安全運転センター各都道府県事務所の発行する交通事故証明書
(2)	エレベーター・エスカレーター等の事故、建造物の倒壊、物の落下の事故による場合	その建物等の管理者の事故証明書
(3)	労働災害による場合	労働者災害補償保険請求書および支給決定・支払通知書の写し
(4)	公務上の災害による場合	公務災害認定申請書および公務災害認定書の写し
(5)	上記以外の原因による場合	救急用自動車、消防用自動車出動証明書その他官公署の発行する不慮の事故を証明する書類
(6)	その他	上記(1)から(5)までに準ずる不慮の事故等を証明する書類

- 7 【各共済金等請求の提出書類】の(17)に規定する「公的介護保険制度の要介護認定等を証明する書類」とは、つぎのいずれかです。
- (1) 介護保険被保険者証
- (2) 介護保険要介護認定・要支援認定結果通知書
- (3) 介護保険要介護更新認定・要支援更新認定結果通知書
- (4) 介護保険要介護状態区分の変更認定結果通知書

別表第 4

共済金額を制限する職業

定期医療プラン、定期医療総合5000、定期介護プラン、セット専用プランおよび引受緩和型更新プランにおける共済金額を制限する職業とは、下表の①競馬・競輪・オートレース・競艇等の職業競技者の方から⑨その他の会が指定する職業に従事される方までをいいます。

また、定期生命プラン、定期生命300およびキッズ満期金付プランにおける基本契約共済金額、災害特約および災害死亡特約の共済金額の限度は下表のとおりです。

被共済者の職業および状態	A、次の(ア)から(ウ)の基本契約共済金額を通算した額の限度 (ア) 定期生命プラン (イ) 2006年4月30日以前発効のせいめい共済 (ウ) 定期生命300	B、次の(ア)から(エ)の基本契約共済金額を通算した額の限度 (ア) 定期生命プラン (イ) 2006年4月30日以前発効のせいめい共済 (ウ) 定期生命300 (エ) 引受緩和型更新プラン	C、次の(ア)から(ウ)の災害特約共済金額と災害死亡特約共済金額を通算した額の限度 (ア) 定期生命プラン (イ) 2006年4月30日以前発効のせいめい共済 (ウ) 定期生命300
① 競馬・競輪・オートレース・競艇等の職業競技者の方	500万円	600万円	500万円
② 潜水・潜函・サルベージ等に従事される方	500万円	600万円	500万円
③ 警察官・海上保安官その他これに類する方	1,500万円	1,600万円	500万円
④ 自衛官（防衛大学校生を含む。）の方	1,500万円	1,600万円	500万円
⑤ 坑内・隧道内作業に従事される方	500万円	600万円	500万円
⑥ 近海または遠洋漁業の船舶乗組員の方	500万円	600万円	500万円
⑦ 1,000トン未満の船舶乗組員の方	500万円	600万円	500万円
⑧ ハイヤー・タクシー運転手の方	1,500万円	1,600万円	1,500万円
⑨ その他この会が指定する職業に従事される方	500万円	600万円	この会の指定する額
発効日または更新日において15歳未満の方	500万円	500万円	500万円
発効日または更新日において61歳以上の方	500万円	600万円	500万円
加入または更新時の契約変更の申込みのときに重度障害の状態になっていた方	500万円	600万円	500万円
発効日または更新日において15歳未満でかつ加入または更新時の契約変更の申込みのときに重度障害の状態になっていた方	200万円	200万円	200万円
上記に該当しない方	3,000万円	3,300万円	3,000万円

※被共済者の職業および状態について、二つ以上の項目に該当する場合は、いずれか小さい金額を限度とします。

※①から⑨については、加入または更新時の契約変更の申込みのときに①から⑨の職業に従事している方が該当します。

解約返戻金・例表 (引受緩和型更新プラン いきいき応援)

※満期共済金を付帯している場合は、満期共済金部分の解約返戻金 (P.54) をプラスしてください。

- (1) 死亡共済金：50万円 入院日額：3,000円のプランの場合

①男性

加入年齢	経過年数				
	1年	2年	3年	4年	5年
40歳	4,210	6,335	6,380	4,290	0
45歳	3,555	5,065	4,425	2,770	0
50歳	2,305	3,620	3,940	2,765	0
55歳	2,585	3,745	3,415	2,175	0
60歳	2,280	3,740	4,405	3,160	0
65歳	6,160	10,750	13,670	10,215	0
70歳	11,810	17,780	17,610	11,865	0

単位：円

②女性

加入年齢	経過年数				
	1年	2年	3年	4年	5年
40歳	1,095	1,650	1,650	1,105	0
45歳	985	1,455	1,380	885	0
50歳	705	1,005	950	615	0
55歳	550	830	840	565	0
60歳	880	1,460	1,760	1,290	0
65歳	2,890	5,060	6,470	4,835	0
70歳	6,930	10,985	12,025	8,420	0

単位：円

- (2) 死亡共済金：50万円 入院日額：5,000円のプランの場合

①男性

加入年齢	経過年数				
	1年	2年	3年	4年	5年
40歳	6,430	9,675	9,740	6,550	0
45歳	5,295	7,465	6,345	3,910	0
50歳	3,145	5,000	5,560	3,945	0
55歳	3,605	5,125	4,455	2,755	0
60歳	2,860	4,800	5,885	4,280	0
65歳	8,960	15,730	20,170	15,115	0
70歳	17,070	25,400	24,550	16,325	0

単位：円

②女性

加入年齢	経過年数				
	1年	2年	3年	4年	5年
40歳	1,575	2,370	2,370	1,585	0
45歳	1,385	2,035	1,900	1,205	0
50歳	925	1,305	1,230	795	0
55歳	710	1,070	1,080	725	0
60歳	1,180	1,960	2,380	1,750	0
65歳	4,230	7,480	9,690	7,275	0
70歳	10,390	16,405	17,825	12,440	0

単位：円

- (3) 死亡共済金：100万円 入院日額：3,000円のプランの場合

①男性

加入年齢	経過年数				
	1年	2年	3年	4年	5年
40歳	5,090	7,660	7,720	5,190	0
45歳	4,500	6,530	5,970	3,830	0
50歳	3,350	5,170	5,450	3,760	0
55歳	3,640	5,420	5,270	3,480	0
60歳	3,690	5,890	6,590	4,640	0
65歳	8,120	14,030	17,590	13,080	0
70歳	15,730	24,130	24,810	17,040	0

単位：円

②女性

加入年齢	経過年数				
	1年	2年	3年	4年	5年
40歳	1,470	2,220	2,220	1,490	0
45歳	1,370	2,040	1,980	1,290	0
50歳	1,080	1,560	1,480	960	0
55歳	860	1,300	1,320	890	0
60歳	1,310	2,170	2,590	1,890	0
65歳	3,770	6,490	8,110	6,010	0
70歳	8,670	13,840	15,350	10,810	0

単位：円

- (4) 死亡共済金：100万円 入院日額：5,000円のプランの場合

①男性

加入年齢	経過年数				
	1年	2年	3年	4年	5年
40歳	7,310	11,000	11,080	7,450	0
45歳	6,240	8,930	7,890	4,970	0
50歳	4,190	6,550	7,070	4,940	0
55歳	4,660	6,900	6,310	4,060	0
60歳	4,270	6,950	8,070	5,760	0
65歳	10,920	19,010	24,090	17,980	0
70歳	20,990	31,750	31,750	21,500	0

単位：円

②女性

加入年齢	経過年数				
	1年	2年	3年	4年	5年
40歳	1,950	2,940	2,940	1,970	0
45歳	1,770	2,620	2,500	1,610	0
50歳	1,300	1,860	1,760	1,140	0
55歳	1,020	1,540	1,560	1,050	0
60歳	1,610	2,670	3,210	2,350	0
65歳	5,110	8,910	11,330	8,450	0
70歳	12,130	19,260	21,150	14,830	0

単位：円

(5) 死亡共済金：200万円 入院日額：3,000円のプランの場合

①男性 単位：円

加入年齢	経過年数				
	1年	2年	3年	4年	5年
40歳	6,850	10,310	10,400	6,990	0
45歳	6,390	9,460	9,060	5,950	0
50歳	5,440	8,270	8,470	5,750	0
55歳	5,750	8,770	8,980	6,090	0
60歳	6,510	10,190	10,960	7,600	0
65歳	12,040	20,590	25,430	18,810	0
70歳	23,570	36,830	39,210	27,390	0

(6) 死亡共済金：200万円 入院日額：5,000円のプランの場合

①男性 単位：円

加入年齢	経過年数				
	1年	2年	3年	4年	5年
40歳	9,070	13,650	13,760	9,250	0
45歳	8,130	11,860	10,980	7,090	0
50歳	6,280	9,650	10,090	6,930	0
55歳	6,770	10,150	10,020	6,670	0
60歳	7,090	11,250	12,440	8,720	0
65歳	14,840	25,570	31,930	23,710	0
70歳	28,830	44,450	46,150	31,850	0

(7) 死亡共済金：300万円 入院日額：3,000円のプランの場合

①男性 単位：円

加入年齢	経過年数				
	1年	2年	3年	4年	5年
40歳	8,610	12,960	13,080	8,790	0
45歳	8,280	12,390	12,150	8,070	0
50歳	7,530	11,370	11,490	7,740	0
55歳	7,860	12,120	12,690	8,700	0
60歳	9,330	14,490	15,330	10,560	0
65歳	15,960	27,150	33,270	24,540	0
70歳	31,410	49,530	53,610	37,740	0

(8) 死亡共済金：300万円 入院日額：5,000円のプランの場合

①男性 単位：円

加入年齢	経過年数				
	1年	2年	3年	4年	5年
40歳	10,830	16,300	16,440	11,050	0
45歳	10,020	14,790	14,070	9,210	0
50歳	8,370	12,750	13,110	8,920	0
55歳	8,880	13,500	13,730	9,280	0
60歳	9,910	15,550	16,810	11,680	0
65歳	18,760	32,130	39,770	29,440	0
70歳	36,670	57,150	60,550	42,200	0

②女性 単位：円

加入年齢	経過年数				
	1年	2年	3年	4年	5年
40歳	2,220	3,360	3,360	2,260	0
45歳	2,140	3,210	3,180	2,100	0
50歳	1,830	2,670	2,540	1,650	0
55歳	1,480	2,240	2,280	1,540	0
60歳	2,170	3,590	4,250	3,090	0
65歳	5,530	9,350	11,390	8,360	0
70歳	12,150	19,550	22,000	15,590	0

②女性 単位：円

加入年齢	経過年数				
	1年	2年	3年	4年	5年
40歳	2,700	4,080	4,080	2,740	0
45歳	2,540	3,790	3,700	2,420	0
50歳	2,050	2,970	2,820	1,830	0
55歳	1,640	2,480	2,520	1,700	0
60歳	2,470	4,090	4,870	3,550	0
65歳	6,870	11,770	14,610	10,800	0
70歳	15,610	24,970	27,800	19,610	0

②女性 単位：円

加入年齢	経過年数				
	1年	2年	3年	4年	5年
40歳	2,970	4,500	4,500	3,030	0
45歳	2,910	4,380	4,380	2,910	0
50歳	2,580	3,780	3,600	2,340	0
55歳	2,100	3,180	3,240	2,190	0
60歳	3,030	5,010	5,910	4,290	0
65歳	7,290	12,210	14,670	10,710	0
70歳	15,630	25,260	28,650	20,370	0

②女性 単位：円

加入年齢	経過年数				
	1年	2年	3年	4年	5年
40歳	3,450	5,220	5,220	3,510	0
45歳	3,310	4,960	4,900	3,230	0
50歳	2,800	4,080	3,880	2,520	0
55歳	2,260	3,420	3,480	2,350	0
60歳	3,330	5,510	6,530	4,750	0
65歳	8,630	14,630	17,890	13,150	0
70歳	19,090	30,680	34,450	24,390	0

満期共済金10万円あたり

①男女共通

単位：円

加入年齢	経過年数				
	1年	2年	3年	4年	5年
40歳	19,409	39,109	59,105	79,400	100,000
45歳	19,409	39,109	59,105	79,400	100,000
50歳	19,409	39,109	59,105	79,400	100,000
55歳	19,409	39,109	59,105	79,400	100,000
60歳	19,409	39,109	59,105	79,400	100,000
65歳	19,409	39,109	59,105	79,400	100,000
70歳	19,409	39,109	59,105	79,400	100,000

組合員および出資金について

1. 組合員の資格

- （1）この消費生活協同組合（都道府県生協を意味しており、以下「組合」といいます）の区域内に住所を有する者は、この組合の組合員となることができる。
- （2）この組合の区域内に勤務地を有する者でこの組合の事業を利用することを適当とする者は、この組合の承認を受けて、この組合の組合員となることができる。

2. 届出の義務

組合員は、組合員たる資格を喪失したとき、又はその氏名若しくは住所を変更したときは、速やかにその旨をこの組合に届け出なければならない。

3. 自由脱退

- （1）組合員は、事業年度の末日の90日前までにこの組合に予告し、当該事業年度の終わりにおいて脱退することができる。
- （2）この組合は、組合員が住所の変更届を2年間行わなかったときは、脱退の予告があったものとみなし、理事会において脱退処理を行い、当該事業年度の終わりにおいて当該組合員は脱退するものとする。
- （3）前項の規定により脱退の予告があったものとみなそうとするときは、この組合は事前に当該組合員に対する年一回以上の所在確認を定期的に行うとともに、公告等による住所の変更届出の催告をしなければならない。
- （4）第2項の規定により理事会が脱退処理を行ったときは、その結果について総代会に報告するものとする。

4. 法定脱退

組合員は、次の事由によって脱退する。

- （1）組合員たる資格の喪失
- （2）死亡
- （3）除名

5. 除名

- （1）この組合は、組合員が次の各号のいずれかに該当するときは、総代会の議決によって、除名することができる。
 - ① 3年間この組合の事業を利用しないとき
 - ② この組合の事業を妨げ、又は信用を失わせる行為をしたとき
- （2）前項の場合において、この組合は、総代会に会日の5日前までに、除名しようとする組合員にその旨を通知し、かつ、総代会において弁明する機会を与えなければならない。
- （3）この組合は、除名の議決があったときは、除名された組合員に除名の理由を明らかにし、その旨を通知するものとする。

6. 出資1口の金額及びその払込み方法

出資1口の金額は、100円とし、全額一時払込みとする。

7. 出資口数の増加

組合員は、この組合の定める方法により、その出資口数を増加することができる。

8. 出資口数の減少

- （1）組合員は、やむを得ない事由があるときは、事業年度の末日の90日前までに減少しようとする出資口数をこの組合に予告し、当該事業年度の終わりにおいて出資口数を減少することができる。
- （2）組合員は、その出資口数が組合員の総出資口数の4分の1を超えたときは、4分の1以下に達するまで、その出資口数を減少しなければならない。
- （3）出資口数を減少した組合員は、減少した出資口数に応ずる払込済出資額の払戻しをこの組合に請求することができる。

個人情報および特定個人情報にかかる保護方針

一組員・お客さまに関する個人情報および特定個人情報（マイナンバー等）の取扱いについて—

全労済は、組員・お客さまから信頼される共済協働を目指し、組員・お客さまに各種共済商品、各種サービスを提供しています。組員・お客さまからお預かりした情報は、個人情報の保護に関する法律（以下、「個人情報保護法」といいます。）および行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下、「番号法」といいます。）等の関係法令に則り、必要な管理体制のもとに正確性・機密性・安全性の確保に努めます。

1. 情報の取得と利用目的

全労済は、組員・お客さまにより良い共済商品・サービスを提供させていただくため、また番号法に定める対応を行うために組員・お客さまに関する必要最小限の情報を取得し利用させていただきます。

なお、個人情報保護法および番号法において例外的に利用が認められている場合は、以下の利用目的を超えて利用させていただくことがあります。

（１）個人情報について

組員・お客さまの個人情報は、ご本人かどうかの確認、共済契約の締結・維持管理、共済金のお支払いなどを含む共済契約の判断に関する業務や、全労済の事業、各種共済商品、各種サービスのご案内などの目的のために利用させていただきます。

また、利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱う場合は、あらかじめご本人の同意をいただきます。

（２）特定個人情報について

組員・お客さまの特定個人情報は、共済契約にかかる支払調書の作成事務などの目的のために利用させていただきます。

2. 取得させていただく情報の種類

（１）個人情報について

組員・お客さまの住所、氏名、生年月日、性別、電話番号、その他共済契約の締結、共済金のお支払い等に必要となる情報や、全労済ホームページ等に登録された組員・お客さまのメールアドレス等の情報を取得させていただきます。

（２）特定個人情報について

組員・お客さまの個人番号（マイナンバー）および本人確認のための必要最小限の情報（住所、氏名、生年月日、性別等）を取得させていただきます。

3. 情報の取得方法

（１）個人情報について

主に申込書・契約書やアンケートにより、組員・お客さまの情報を取得させていただきます。

協力団体・労働組合等を通じて共済を利用される組員・お客さまについては、所属されている協力団体・労働組合等を経由して、共済に係わる組員・お客さまの情報を取得させていただきます。

（２）特定個人情報について

共済金請求書などの請求にかかる帳票、または特定個人情報にかかる専用の帳票により、情報を取得させていただきます。

4. 情報の管理

全労済では、組員・お客さまから取得する情報について、「個人情報保護規程」および「特定個人情報保護規程」にもとづき以下のとおり安全管理に努めます。

（１）保管について

情報の保管については、管理責任者等の設置や情報セキュリティ対策等をはじめ必要かつ適切な措置を講じるとともに、組員・お客さまの情報の漏えい、紛失、き損または情報への不正アクセスなどの防止を図るなど、情報の安全管理に努めます。

また、組員・お客さまの個人情報および特定個人情報については、それぞれの利用目的の達成に必要な範囲内において正確かつ最新の内容とするように努めます。

なお、関連事業会社・共済代理店等に事務処理を委託する場合には、委託先に対して、組員・お客さまの情報の適切な管理を求めるとともに、目的外の利用を行わない等の必要かつ適切な委託先の監督に努めます。

（２）情報の廃棄等について

情報の廃棄等については、法令で定める保存期間を経過する等、保管する必要性がなくなった場合には、速やかに、復元不可能な手段で廃棄又は削除します。

5. 情報の利用・提供

（１）個人情報について

全労済では、組員・お客さまの個人情報を業務上必要がある場合にのみ利用し、以

下の場合を除いて、組員・お客さまの個人情報を外部に提供することはありません。

① 組員・お客さまが同意されている場合

② 法令により必要と判断される場合

③ 組員・お客さままたは公共の利益のために必要と考えられる場合

④ 業務提携先等との間で、全労済が保有する共済契約等に関する所定の情報（以下、「個人データ」といいます。）を共同して利用させていただく場合で、以下のことをあらかじめご本人に通知し、またはご本人が容易に知り得る状態に置いているときには、個人情報保護法にもとづき第三者への提供には該当しないものとします。

ア、共同利用する旨

イ、共同で利用される個人データの項目

ウ、共同して利用する者の範囲

エ、利用する者の利用目的

オ、当該個人データの管理について責任を有する者の氏名または名称

（２）特定個人情報について

全労済では、組員・お客さまの特定個人情報は取得目的および番号法の定める範囲内でのみ利用し、番号法に定める以下の場合を除いて、利用目的を超えて利用することはありません。

① 激甚災害時に組員・お客さまに共済金等のお支払いをする場合

② 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、組員・お客さまの同意がある場合、または組員・お客さまの同意を得ることが困難である場合

6. 共同利用

全労済では、共済契約の維持および共済金のお支払いの適正化などを目的に、それぞれ行政庁および共済事業団体・生損保各社等との間で、保有個人データを共同して利用させていただきます。

なお、特定個人情報については、共同利用することはありません。

（１）全労済は、自動車損害賠償責任共済・保険（以下、「自賠責共済・保険」といいます。）制度における原動機付自転車の無共済・無保険車対策として、国土交通省との間で保有個人データを共同して利用させていただいています。

（２）全労済は、自動車損害賠償保障法（以下、「自賠法」といいます。）にもとづく自賠責共済事業の適正な運営のため、また共済金のお支払いに際して関連する自動車総合補償共済（以下、「自動車共済」といいます。）制度の健全な運営を確保するために、損害保険料率算出機構および（一社）日本損害保険協会をつうじて、共済事業団体および損害保険会社との間で、保有個人データを共同して利用させていただいています。

（３）全労済は、生命共済制度の健全な運営を確保するため、またお支払いの判断または共済契約の解除もしくは無効等の判断の参考とするために、支払査定時照会制度に加盟する各共済事業団体および生命保険会社との間で、保有個人データを共同して利用させていただいています。

7. 開示・訂正・利用停止等

全労済は、組員・お客さまからご自身の個人情報、または特定個人情報について開示のご依頼があった場合は、ご本人であることを確認させていただいたうえで、特別な理由のない限り開示いたします。

また、お預かりした情報が不正確である場合には、正確なものに訂正させていただきます。

なお、利用目的を超えた情報の利用または不正な手段による情報の取得を理由として取扱いの停止を希望される場合のほか、組員・お客さまの個人情報については、ダイレクトメール・電話・Ｅメールによるご案内などへの利用を希望されない場合にも、特別な理由のない限り取扱いを停止させていただきます。

個人情報および特定個人情報の開示・訂正・利用停止等のお問い合わせ先
最寄りの全労済またはお客様サービスセンターまで申し出ください。

■お客様サービスセンター 0120-00-6031（フリーダイヤル）

■受付時間 平日9：00～19：00 土曜日9：00～17：00（日曜・祝日・年末年始は除く）

■責任者名称 全労済（全国労働者共済生活協同組合連合会）

ご加入者の個人情報の共同利用について

全労済では保有するお客さまの個人データについて、以下のように他の団体等との間で共同利用させていただくことがあります。これらの場合にあっては全労済としてお客さまの個人データの安全管理等の措置について、責任をもって対処してまいります。

1. 「支払査定時照会制度」による共同利用について

全労済は、2005年1月31日から全国共済農業協同組合連合会、日本生活協同組合連合会（2009年3月より日本コープ共済生活協同組合連合会）、（一社）生命保険協会および（一社）生命保険協会加盟の各生命保険会社（以下「各共済・保険会社等」といいます。各社の名称については、生命保険協会ホームページ記載の「加盟会社」をご確認ください。）とともに、お支払いの判断または共済契約もしくは保険契約等（以下「共済契約等」といいます。）の解除、取り消しもしくは無効の判断（以下「お支払い等の判断」といいます。）の参考とすることを目的として、「支払査定時照会制度」にもとづき、全労済を含む各共済・保険会社等の保有する共済契約等に関する下記の相互照会事項記載の情報を共同して利用させていただいています。

共済金、年金または給付金（以下「共済金等」といいます。）のご請求があった場合や、これらに係わる共済事故が発生したと判断される場合に、「支払査定時照会制度」にもとづき、相互照会事項の全部または一部について、（一社）生命保険協会を通じて、他の各共済・保険会社等に照会し、他の各共済・保険会社等から情報の提供を受け、また他の各共済・保険会社等からの照会に対し、情報を提供すること（以下「相互照会」といいます。）があります。相互照会される情報は下記のものに限定され、ご請求に係わる傷病名その他の情報が相互照会されることはありません。また、相互照会にもとづき各共済・生命保険会社等によるお支払い等の判断の参考とするために利用されることがありますが、その他の目的のために利用されることはありません。照会を受けた各共済・生命保険会社等において、相互照会事項記載の情報が存在しなかったときは、照会を受けた事実は消去されます。各共済・生命保険会社等は「支払査定時照会制度」により知り得た情報を他に公開いたしません。

【共同利用事項】

支払査定時照会制度により共同利用する保有個人データは、次の項目になります。ただし、契約消滅後5年を経過した契約に係わるものは除きます。

- （1）被共済者の氏名、生年月日、性別、住所（市・区・郡までとします。）
- （2）共済事故発生日、死亡日、入院日・退院日、対象となる共済事故
- （3）共済の種類、契約日、復活日、消滅日、共済契約者の氏名および被共済者との続柄、死亡共済金等受取人の氏名および被共済者との続柄、死亡共済金額、給付金日額、各特約内容、共済掛金および払込方法

■全労済が保有する相互照会事項記載の情報については、全労済が管理責任を負います。共済契約者、被共済者または共済金受取人は、全労済の定める手続きに従い、相互照会事項に開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、個人情報保護法に違反して相互照会事項記載の情報が取り扱われている場合、全労済の定める手続きに従い、当該情報の利用停止あるいは第三者への提供の停止を求めることができます。上記各手続きの詳細については、最寄りの全労済やお客様サービスセンターまでお問い合わせください。

【支払査定時照会制度における相互照会事項に関する開示等請求について】

全労済は、下記のとおり、支払査定時照会制度にもとづく相互照会の有無、相互照会の時期、相互照会された事項に関して、全労済を共済者とする共済契約の契約者、被共済者または共済金等受取人からの開示・訂正等の請求を受け付けています。

なお、全労済が保有する相互照会事項に関する個人情報保護法第25条ないし第29条の規定にもとづく開示・訂正等については、全労済が定める以下の手続きにもとづいて請求していただくことになります。請求いただいた場合は、後日、全労済から回答書をご請求者宛に送付させていただきます。なお、ご請求に応じることができない場合には、回答書でその旨をお知らせいたします。

《開示等請求について》

全労済を共済者とする共済契約の契約者、被共済者または共済金等受取人は、下記の開示対象事項について開示を求めることができます。

■開示等対象事項

- （1）当制度にもとづく相互照会の有無
- （2）相互照会の時期
- （3）相互照会された事項

ただし、相互照会後3年を経過した場合は、当該情報の消去等により回答できないことがあります。また、ご本人以外の方に関する個人情報等開示できない場合もあります。

■請求の方法

（1）請求受付

最寄りの全労済へのご来訪、郵送での請求等、いずれの場合も最寄りの全労済またはお客様サービスセンターまでお問い合わせください。

（2）提出いただくもの

- ①所定の請求書式
- ②ご契約者の場合は共済契約証書の写し
- ③本人確認資料

（3）本人確認資料の提示について

- ①ご本人による請求の場合
 - ・請求者の運転免許証、パスポート、健康保険の被保険者証等の身分証明書で、ご本人であることを確認できる資料の写し
- ②代理人（指定代理請求人、未成年後見人、成年後見人、ご本人が委託した代理人）による請求の場合
 - ・代理人本人の写真付証明書（運転免許証・パスポート）、健康保険証、年金手帳
 - ・委任状（ご本人が、会社等届出印もしくは印鑑証明の印（印鑑証明書を添付）を押印ください。）後見開始審判書または戸籍謄本等、代理権の有無およびその範囲が確認できる資料

■手数料（徴収する場合）

開示請求手続きに対しては、手数料として実費（郵送料等）をいただくことがあります。

■回答方法

後日、全労済から回答書をご請求者宛に送付させていただきます。なお、ご請求に応じることができない場合には、回答書でその旨をお知らせいたします。

《訂正・追加・削除請求について》

万一、上記手続きにより開示された相互照会の内容に誤りがある場合、内容の訂正、追加または削除を申し出ることができます。

請求の方法は、下記の資料を提出いただくほか、開示等請求の場合と同様となります。

- ・開示請求時の回答の写し
- ・当該請求に誤りがあることを示す資料

《利用停止、第三者への提供の停止請求について》

万一、上記手続きにより開示された相互照会について、個人情報保護法に違反する取り扱いがされている場合、利用停止あるいは第三者への提供の停止を申し出ることができます。請求の方法は、下記の資料を提出いただくほか、開示等請求の場合と同様となります。

- ・開示等請求時の回答の写し
- ・個人情報の保護に関する法律に違反する取り扱いがされていることを示す資料

2. 都道府県生協等との共済契約等の事務手続きを円滑にすすめるための共同利用について

全労済では、お客さまが所属されている都道府県生協等との間で、お客さまの全労済への共済契約の締結に係わる判断、契約の維持管理などにもなる事務を円滑にすすめるため、次のように都道府県生協等の保有する個人データを、共同して利用させていただいています。

【共同利用事項】

全労済と都道府県生協等が共同利用する保有個人データは、次の項目になります。

- （1）都道府県生協等の保有する組合員名簿
- （2）都道府県生協等の保有する組合員の出資金台帳

納税義務国確認に伴う手続きのお願い

<共通報告基準（CRS）に関するお願い>

1. CRSは、外国の金融機関の口座を通じた国際的な脱税および租税回避に対処することを目的に、各国の税務当局間で非居住者の金融資産の情報を相互交換するために、OECD（経済協力開発機構）が策定した統一基準です。CRS適用国である日本の金融機関（共済団体や保険会社も含む）は、国内法^(注)にもとづき、国税庁への報告事項の提供義務があります。
2. 全労済では、国内法にもとづき、各種手続きの際などに契約者または受取人の居住地国（納税義務国）を確認しています。CRS適用国に該当する場合には必要な書類のご提出、ご記入をお願いすることがあり、また、国税庁へご契約情報等の報告を行います。

（注）租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律等

苦情のお申し出先と裁定・仲裁の申し立てについて

1. 苦情のお申し出先について

全労済では、組合員の皆さまが安心して各種共済をご利用いただき、よりご満足いただけるサービスをご提供するため、苦情の受付窓口を開設しております。

苦情は、受付専用窓口の「**全労済 お客様相談室**」へご相談ください。なお、全労済ホームページでも受け付けております。

◆全労済 お客様相談室

- ・専用フリーダイヤル 0120-603-180
- ・受付時間 9:00～17:00（土・日・祝日・年末年始除く）
- ・ホームページ <http://www.zenrosai.coop>

2. 裁定または仲裁の申し立てについて

苦情などのお申し出につきまして、全労済で解決に至らなかった場合、第三者機関として下記の「一般社団法人 日本共済協会 共済相談所」をご利用いただくことができます。

共済相談所では、裁定または仲裁により解決支援業務を行っています。

なお、共済相談所は「裁判外紛争解決手続きの利用の促進に関する法律」（ADR促進法）にもとづく法務大臣の認証を取得しています。

■一般社団法人 日本共済協会 共済相談所

- ・電話 03-5368-5757
- ・受付時間 9:00～17:00（土・日・祝日・年末年始除く）
- ※ただし、自動車事故の賠償にかかわるものはお取り扱いしておりません。

全労済は、将来の支払いに備えて、厚生労働省令に定められている共済契約準備金をこえる十分な積み立てを行っています。また、資産運用のリスクを適切に管理し、健全な資産運用を行っています。

全労済は、これからも引き続き健全な経営に努めていくとともに、情報開示を積極的に行っていきます。また、個人情報保護法をはじめ関連する法令等を遵守し、お預かりしたお客さまに関する情報について厳重な管理体制のもとに正確性・機密性・安全性の確保に努めています（※詳しくは各都道府県的全労済にお問い合わせください）。

■万一、落丁、乱丁があった場合はお取り替えます。最寄りの全労済までご連絡ください。

連絡先一覧

所在地		お問い合わせ先
北海道	〒003-0803 札幌市白石区菊水3条4-1-3	お客様 サービスセンター ☎0120-00-6031 受付時間 平日9:00~19:00 土曜9:00~17:00 (日曜・祝日・ 年末年始はお休み) ※携帯電話・PHSから もご利用いただけます。 番号をよくお確かめ のうえ、おかけ間違い にご注意ください。
青森県	〒030-0802 青森市本町3-4-17	
岩手県	〒020-0026 盛岡市開運橋通1-1 アクア盛岡ビル7F	
宮城県	〒980-0014 仙台市青葉区本町1-10-29 全労済宮城会館	
秋田県	〒010-0817 秋田市泉菅野1-1-12	
山形県	〒990-0827 山形市城南町1-18-22	
福島県	〒960-8540 福島市荒町1-21 協働会館内	
茨城県	〒310-0804 水戸市白梅1-1-10	
栃木県	〒321-0963 宇都宮市南大通り2-5-4	
群馬県	〒371-0854 前橋市大渡町2-3-3	
埼玉県	〒338-8504 さいたま市中央区下落合1050-1	
千葉県	〒260-0045 千葉市中央区弁天1-17-1	
東京都	〒160-0023 新宿区西新宿7-20-8	
神奈川県	〒222-0033 横浜市港北区新横浜2-4-9	
長野県	〒380-8710 長野市立町978-2	
山梨県	〒400-0031 甲府市丸の内3-29-11	
静岡県	〒420-0839 静岡市葵区鷹匠2-13-4	
富山県	〒930-8563 富山市奥田新町7-41	
石川県	〒920-8544 金沢市西念1-12-22	
福井県	〒910-0859 福井市日之出1-10-1	
愛知県	〒456-8530 名古屋市熱田区金山町1-12-7	
岐阜県	〒500-8262 岐阜市茜部本郷2-7	
三重県	〒514-0004 津市栄町4-259-1	
滋賀県	〒520-0801 大津におの浜4-5-1	
奈良県	〒630-8325 奈良市西木辻町200-47	
京都府	〒604-8854 京都市中京区壬生仙念町30-2 ラポール京都7F	
大阪府	〒559-0034 大阪市住之江区南港北1-24-33	
和歌山県	〒640-8331 和歌山市美園町5-10-3	
兵庫県	〒650-0027 神戸市中央区中町通4-1-1	
島根県	〒690-0006 松江市伊勢宮町543-3	
鳥取県	〒680-0846 鳥取市扇町14	
岡山県	〒700-8569 岡山市北区駅元町6-26	
広島県	〒732-8505 広島市東区曙4-1-28	
山口県	〒753-0222 山口市大内矢田南7-1-1	
徳島県	〒770-0942 徳島市昭和町3-35-1 労働福祉会館1F	
香川県	〒760-0011 高松市浜ノ町72-5	
愛媛県	〒790-8513 松山市辻町1-1	
高知県	〒780-0870 高知市本町4-1-32 こうち勤労センター内	
福岡県	〒810-8611 福岡市中央区舞鶴1-1-7 全労済モルティ天神ビル	
佐賀県	〒840-0054 佐賀市水ヶ江2-2-19	
長崎県	〒852-8016 長崎市宝栄町3-15	
熊本県	〒860-0811 熊本市中央区本荘5-10-30	
大分県	〒870-0035 大分市中央町4-2-5 全労済ソレイユ	
宮崎県	〒880-0806 宮崎市広島1-11-17	
鹿児島県	〒892-0835 鹿児島市城南町7-28	
沖縄県	〒900-0014 那覇市松尾1-18-22	
新潟県総合生協	〒950-8566 新潟市中央区新光町6-6	

*共済金ご請求に関する連絡先 ☎0120-580-699 受付時間 平日9:00~19:00 土曜9:00~17:00
(日曜・祝日・年末年始はお休み)